

第43回平成24年3月与謝野町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成24年2月27日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後2時48分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員（なし）

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	小池 信助	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名	
日程第 2		会期の決定について	
日程第 3		諸般の報告	
日程第 4	議案第 15号	与謝野町自治功労者の表彰について	(提案理由説明～表決)
日程第 5	議案第 16号	与謝野町自治功労者の表彰について	(提案理由説明～表決)
日程第 6	議案第 17号	与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	(提案理由説明～表決)
日程第 7	議案第 18号	与謝野町税条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第 8	議案第 19号	与謝野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第 9	議案第 20号	与謝野町介護保険条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第 10	議案第 21号	与謝野町国民健康保険税条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第 11	議案第 22号	与謝野町営住宅条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第 12	議案第 23号	与謝野町中小企業振興基本条例の制定について	(提案理由説明)
日程第 13	議案第 24号	与謝野町産業振興事業貸付基金条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第 14	議案第 25号	与謝野町立公民館条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第 15	議案第 26号	与謝野町宮津市中学校組合と与謝野町との間の学校給食に係る事務の委託について	(提案理由説明)
日程第 16	議案第 27号	町道路線の廃止について	(提案理由説明)
日程第 17	議案第 28号	町道路線の認定について	(提案理由説明)
日程第 18	議案第 29号	平成23年度与謝野町一般会計補正予算(第8号)	(提案理由説明)
日程第 19	議案第 30号	平成23年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第3号)	(提案理由説明)
日程第 20	議案第 31号	平成23年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第3号)	

				(提案理由説明)
日程第21	議案第32号	平成23年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第3号)		(提案理由説明)
日程第22	議案第33号	平成23年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)		(提案理由説明)
日程第23	議案第34号	平成23年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)		(提案理由説明)
日程第24	議案第35号	平成23年度与謝野町財産区特別会計補正予算(第2号)		(提案理由説明)
日程第25	議案第36号	平成23年度与謝野町水道事業会計補正予算(第3号)		(提案理由説明)
日程第26	議案第37号	平成24年度与謝野町一般会計予算		(提案理由説明)
日程第27	議案第38号	平成24年度与謝野町簡易水道特別会計予算		(提案理由説明)
日程第28	議案第39号	平成24年度与謝野町宅地造成事業特別会計予算		(提案理由説明)
日程第29	議案第40号	平成24年度与謝野町下水道特別会計予算		(提案理由説明)
日程第30	議案第41号	平成24年度与謝野町農業集落排水特別会計予算		(提案理由説明)
日程第31	議案第42号	平成24年度与謝野町介護保険特別会計予算		(提案理由説明)
日程第32	議案第43号	平成24年度与謝野町土地取得特別会計予算		(提案理由説明)
日程第33	議案第44号	平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計予算		(提案理由説明)
日程第34	議案第45号	平成24年度与謝野町後期高齢者医療特別会計予算		(提案理由説明)
日程第35	議案第46号	平成24年度与謝野町財産区特別会計予算		(提案理由説明)
日程第36	議案第47号	平成24年度与謝野町水道事業特別会計予算		(提案理由説明)

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長 (井田義之) 皆さん、おはようございます。

3月定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、18人であります。

定足数に達しておりますので、これより第43回平成24年3月定例会を開会し、本日の会議を開きます。

第43回平成24年3月定例会の会議に先立ち、一言ごあいさつ申し上げます。

つい先日新年を迎えたように感じておりますが、年明けからの多くの行事や、ことしもまた雪との戦いの中で、あっという間に3月定例会の招集日を迎えました。本日は全員ご参集いただき、まことにありがとうございます。足もとの悪い日になりましたが、ことしも着物議連からの連絡もあり、和服姿も多く、晴れやかな開会となりました。

さて、国会では社会保障と税の一体改革が議論され、電力事情も間もなくすべての原子力発電が停止することになります。またイランの問題、原油のこと、円相場の動き、TPPのこともあります。本当に国の内外ともに先行き不透明の中で平成24年度を迎えようとしております。

私たち与謝野町議会も、きょうから平成24年度の予算を中心に、自治功労者の表彰、中小企業振興基本条例など多くの事案を提案、審議していただきます。3月の卒業式など多くの行事もあり、3月29日までの長い日程となりましたが、議会といたしましても、町民の皆さんの目線に沿って、国の動向もしっかりと見きわめた上で、与謝野町の将来に向かっての活発な議論をしていただけるものと期待しております。

また、今定例会も議事の進行に格段のご協力をお願いをいたしておきます。

なお、本日も本会議終了後全員協議会を開催し、議会基本条例案について議会活性化委員会からの説明をいただく予定をしておりますし、その後、3月3日、10日、17日に実施いたします議会懇談会に向けての各班の打ち合わせ会議が予定されておりますので、あわせてお知らせをいたしまして、開会に当たりましてのあいさつといたします。よろしく願いいたします。

ここで、太田町長からあいさつの申し出がありますので、お受けいたします。

太田町長。

町長 (太田貴美) 皆さん、おはようございます。

暦の上では雨水が過ぎまして、当地方でもようやく野山に降り積もった深い雪も徐々に解け始め、やっと春が訪れるのかなと思っておりましてところ、きょうまた雪ということで、もう一日も早い春の訪れを待ち遠しく思っております。

今冬は大雪に見舞われまして、除雪等雪害も含めた対応では、町民の皆様にご迷惑やご不便をおかけしたことと思いますが、各区長様をはじめ、関係者及び町民の皆様にご多大なご協力をいただき、その対応に努めさせていただいた次第でございますので、この場をおかりし厚くお礼を申し上げます。

さて、本日は先日の臨時会から間もなく、第43回平成24年3月与謝野町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様には公私ともに大変ご多忙の中をご参集いただき、心より厚くお礼を申し上げます。

また、本日は与謝野町議会着物振興議員連盟からのお声かけで、着物議会となりました。我が国が有数の着物産地の心意気が伝わる、そうした何よりの取り組みだろうというふうに思っております。

本定例会では、自治功労者の表彰案件2件、条例案件9件をはじめ、事務の委託案件1件、町道路線の廃止及び認定案件がそれぞれ1件、今年度の各会計補正予算8件と、平成24年度各会計当初予算8件など、都合33件にも及ぶ重要議案をご審議いただくこととしております。特に平成24年度一般会計当初予算案は、基本総合計画の基本計画の最終年度の予算であり、最重点課題であります安心・安全のまちづくりを着実に推進する上でも非常に重要な予算であるというふうに考えております。しかしながら、町を取り巻くそうした経済状況は一向に景気回復の兆しが見えない中で、税収も平成24年度当初予算案では微増となっておりますが、今後も大幅な増収は見込めず、歳出抑制策として徹底した行財政改革の計画的な推進を図りながら、限られた財源を効率的かつ効果的に活用し、災害対策や地域の基盤整備対策を盛り込むなど、町民の負託にこたえる予算となるよう編成作業を進めさせていただいた上でご提案を申し上げることとしております。いずれにいたしましても、長引く不況の中で、懸命に生活をされておられる町民の皆様をお支えするために、また町民の皆様との協働のまちづくりを一層推進していくために、行政として精いっぱい努力をしてみたいというふうに存じますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。本定例会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

それと、ご報告をさせていただきたいと思っております。先日23、24日、萩市で行われました「椿サミット」におきまして、協議会の中で、与謝野町が、今回第22回でございましたが、第26回、平成28年に与謝野町が受けさせていただくことが内定いたしました。まだ内定という段階でございますので、まだ今後4年間ございます。そうしたサミットに向けて、また平成28年は町政施行10周年という節目の年でもございますし、町のシンボルの木でありますツバキがそうした形で注目されるときと重なりますので、ともに町民の皆さんとそれに向けた取り組みを今後も整備し進めてまいりたいというふうに、新たに思ったところでございます。滝のほうからも、千年ツバキを保存していただいている皆さん方も一緒に20名ほどで参らせていただきました。これが全町の取り組みとして広がりますことを願ひまして、ご報告とさせていただきます。

議 長（井田義之） 本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めます。

ご報告いたします。お手元に配付しておりますように、本定例会に提出されております議案は、議案第15号 与謝野町自治功労者表彰についてほか、32件であります。以上33件を上程します。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第116条の規定により、9番 家城功議員、10番 山添藤真議員、以上2名にお願いいたします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月29日までの32日間としたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（井田義之） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月29日までの32日間と決定しました。

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告については質疑は行いませんので、念のため申し上げておきます。

最初に総務常任委員会の活動報告をお願いをします。

15番、勢旗委員長。

総務常任委員長（勢旗 毅） おはようございます。

12月議会が終わりましてからの総務常任委員会の活動状況について報告を申し上げます。

12月議会で付託をされました与謝野町入札制度に対する請願について審査を行っております。1月16日に総務常任委員会を開催し、代表請願者3名及び紹介議員のご出席をお願いをいたしまして、請願に至るまでの背景、内容等について説明を受け、質疑を行いました。

次に、1月31日に総務常任委員会を開催をいたしました。本庁舎岩滝で行われましたこの日の入札会の模様を、ぜひ一同勉強しておく必要があるということで、視察をさせていただきました。これは入札会がどのように行われて、また業者が提出した内訳書のチェックがどのようにやられておると、そういったことについて、どのくらいの時間でやる、そういったことについて勉強や、あるいはくじ引きの状況を勉強をさせていただきました。

2月26日には、請願者に対する町の考え方を総務課長及び建設課長、担当者の出席を要請し、説明を受けた後、質疑を行いました。3回持ったわけでございますが、この日では結論に至らず、さらに12月に大幅に変更されたと言われます京都府の入札制度についても一定の勉強をする必要があるということで、この勉強をした後結論を出す予定、こういう状態であります。以上が付託をされました以降の総務常任委員会の3回の活動の状況でございます。

議長（井田義之） 次に、文教厚生常任委員会の活動報告をお願いいたします。

13番、赤松委員長。

文教厚生常任委員長（赤松孝一） おはようございます。

文教厚生常任委員会からの報告でございますが、まず住民環境課の件でございますが、一つは野田川の最終処分場にまた破損が生じたということで、いろいろと年末より調査、研究していただいているわけでございますが、いずれにしても直さなければならないということで、多額の費用を要するわけですが、この件につきましても随分と協議をいたしました。

それから教育委員会関係では、加悦中学校の改築に関しましていろいろと今現在進んでいる経過報告等を協議しています。

それから保健課のほうでは、いわゆる国保税のほうですが、またことしもアップをしなければならぬという、非常に財政の逼迫をした状態を協議してまいりました。

福祉課のほうでは、いよいよ地域共生型福祉施設「やすらの里」が工事費約13億8,169万円というふうな大きな工事で、いよいよ始まるということで、この件につきましても協議をしています。

それから請願第5号の請願をさせていただきまして、これは先日ここで報告したとおりでございます。以上、まことに簡単でございますが、文教厚生常任委員会の報告といたします。以上です。

議長（井田義之） 次に、産業建設常任委員会の活動報告をお願いします。

8番、浪江委員長。

産業建設常任委員長（浪江郁雄） 失礼します。それでは、産業建設常任委員会から報告をさせていただきます。

1月19日朝の9時半から委員会を開催いたしました。議題は、TPPへの参加反対の意見書を求める請願の審査についてであります。TPPへの参加、不参加によって、国または当町にとってどのような影響があるのか。関係すると思われまます建設課、商工観光課、保健課、また農林課から、現時点での知り得る情報の中からメリット、またデメリット等を説明を受けました。

1月26日、この日も朝9時半から委員会を開催し、同じく請願審査を行いました。この日は請願者の代理人であります西川氏と紹介議員に出席をしていただきまして、請願趣旨及び補足説明等を受け、質疑等を行いました。その後、水道課から簡易水道特別会計の現状と課題、将来見通し等を説明を受けまして、質疑等をいたしました。

2月20日、この日は1時30分から2月臨時会の提出案件について議題として各課から説明を受けました。内容については特に申し上げることはございません。以上、まことに簡単ではありますが、報告とさせていただきます。

議長（井田義之） 次に、議会運営委員会の活動報告をお願いします。

7番、伊藤委員長。

議会運営委員長（伊藤幸男） それでは、諸般の報告で、議会運営委員会からの報告を行いたいと思います。

中心は、中心といたしますか、報告すべき中心点は、視察研修の点であります。この間は議会運営委員会もいろいろと協議を重ねてきたことですが、本会議中心主義でやるのか、それとも委員会中心主義で行うのかということで、本町の議会にとって最もふさわしい形はどういう形なのかということが中心的な視察テーマでありました。そういうことで、視察先については兵庫県の2つの町、稲美町議会と、これが本会議中心主義をやっております、それから太子町、これが委員会中心主義でやっているということで、この2つの議会を1月23日、24日の日程で見えました。はじめにお断りしておかなければなりません、今回の今行っている報告は、議会運営委員会としてこれについてのまとめをしたわけではございませんで、実は僕が忙しいことにかまけて、委員会の協議のまとめをちょっとできておりませんが、後日それは行うことにしております。よって、今回の場合、極めて個人的な見解といたしますか、報告になるかと思いますがお許し願いたいと思っております。後刻その報告書を作成した上で、事務局のほうで保管していただき、ぜひ皆さんにも目通し願いたいと思っております。

稲美町の議会なんですが、稲美町そのものは人口が3万2,000人でして、面積が23キロ平米というわけですから、非常に小さい、うちから言うと5分の1ぐらいになるのではないかと思います、そういう小さい町です。議員定数は16人。こういう中で、特に稲美町も、それから次に申し上げます太子町の場合もそうですが、近隣に都市があるということで、非常に雇用がと言うんか、通勤圏だということが非常に大きな、財政的にも非常にいい、本町とは違う面が非常に強く色濃く出ていたなというふうに思っています。それから、今申し上げましたように人口が3万2,000人で、稲美町の場合、23キロ平米です。本会議中心主義ですが、

予算決算については特別委員会を設けてやっているということですし、次の太子町ですが、人口が3万4,000人。ここも面積が35キロ平米。与謝野町が107キロ平米ですから、大体想定したとおりです。小さい町ですが、近隣にあると、いろんな都市がね、ということです。この特徴は、一言で言えば委員会所属の複数制を、複数所属を可能にしているということで、非常に取り組みが、両町ともそうですが、積極的な工夫がされてきてるのではないかというのを実感したところですが、両町とも議会運営についてはいろいろと多面的な工夫がされておりまして、苦勞もされているんだなということを実感したわけですが、大体詳細なことについては、今述べましたように報告書のほうで見ていただくということで、以上で終わりたいというように思います。すいません、ありがとうございました。

議長（井田義之） 次に、議会活性化特別委員会の活動報告をお願いします。

16番、今田委員長。

議会活性化特別委員長（今田博文） それでは、議会活性化特別委員会の報告をさせていただきたいというふうに思っています。

いよいよこの委員会も大詰めを迎えました。12月議会終了後、本日までに委員会を5回開催をいたしました。内容につきましては、議会基本条例の検討、それから議会懇談会についてでございます。議会懇談会につきましては皆さんに連絡しておりますけれども、3月3日加悦、それから3月10日野田川、3月17日岩滝ということで、旧町単位で開催をさせていただきたいというふうに思っています。それから、そのほか議員定数、議員報酬について検討をいたしましたけれども、少し時間が足りないという部分もございまして、この件につきましては、平成24年度中には結論といいますか、方向を出したいというふうに思っております。

それから、糸井副委員長さんとの正副委員長会議、これにつきましても、この間5回開催をいたしました。議会基本条例につきましては、1月13日の委員会において検討が終了をいたしました。前回の臨時議会の終了後、全員協議会で皆さんにご報告をさせていただく予定でしたが、非常に時間が迫っておりまして、できませんでした。議長から先ほどありましたように、きょうの本会議終了後に説明をさせていただいて、皆さんのご意見を拝聴したい、このように考えております。以上です。

議長（井田義之） 次に、議会広報特別委員会の活動報告をお願いいたします。

1番、野村委員長。

議会広報特別委員長（野村生八） 議会広報特別委員会の活動報告を行います。

まず、12月議会の議会だよりを23号、1月25日付で発行をいたしました。年末年始の大変忙しい中ではありますが、委員の皆さんが積極的にご参加いただきまして、無事1月じゅうに発行できましたので、ぜひお読みいただきたいというふうに思います。この表紙が、成人式の非常に希望に満ちた輝かしい表情を表紙に掲げることができました。非常にいい表紙ができたなというふうに思っております。

それから新しい企画として、「質問その後、どうなった」という企画を始めさせていただきました。今までの本会議の中で、質疑の中で課題になってきたものを広報委員会でピックアップをしまして、担当課より現状の報告を求めて、それをまとめて特集として掲載をさせていただきましたので、ごらんいただけたらというように思います。これは毎回というわけにはいきませんが、

その都度状況に応じて、今後も引き続き取り組んでいきたいというふうに委員会としては考えております。

それから配布先についてですが、今までの配布先に加えて、公民館や学校、保育所、福祉の事業所、病院など、町民の皆さんが行き来される目につきやすいところに配布したいということで、それぞれお願いをさせていただきまして、快くお引き受けいただきまして、多くの事業所でこの議会だよりを置いていただけることになりました。また、そういう場所に行かれて待っている時間とか、そのときにお読みいただけたらというふうに思っています。

最後に、当広報委員会もいよいよあとの3月議会の議会だよりの発行を残すのみとなりました。最後ですので、非常にさらによい議会だより発行に向けて努力していきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。以上で終わります。

議長（井田義之） 次に、庁舎問題特別委員会の活動報告をお願いいたします。

17番、谷口委員長。

庁舎問題特別委員長（谷口忠弘） おはようございます。それでは、庁舎問題特別委員会のご報告をさせていただきます。

12月の定例議会以降は、2月9日に2本出されていまして請願審査について審査を行いました。傍聴の関係がございましたので、午前中は第2分科会、午後に第1分科会という形で開催をさせていただきました。午前中の第2分科会のほうでは、請願項目になっております分庁方式、いや総合庁舎方式と、こういうところで、いろいろ委員さんにご意見を聞かせていただきました。午後からの第1分科会につきましては、前日の2月8日に議会あてに請願の取り下げ願いが出されましたので、まだ正式には議会の議決には至っていませんでしたが、家城座長のほうでも報告があり、閉会をしたということでございます。

また2月20日は、臨時議会終了後第9回目の庁舎問題特別委員会を開催させていただき、委各位に、当委員会に付託された請願について取り下げがあった旨報告をさせていただいたようなことでございます。

また、今後はもう一つの請願につきましては第2分科会のほうで審議を継続させていただくということで、了解をいただきました。以上でございます。

議長（井田義之） 続きまして、一部事務組合等の報告に入ります。

宮津与謝消防組合議会定例会の報告と、続きまして京都府後期高齢者医療広域連合議会の議会定例会の報告を、谷口副議長から続けてお願いをします。

副議長（谷口忠弘） それでは、宮津与謝消防組合議会の定例会の報告をさせていただきます。

去る2月23日に、宮津議会のほうで開催をされました。まず1号議案としては、手数料の条例の改正、2号議案としましては、一般会計の補正、3号議案では、平成24年度の宮津与謝消防組合の一般会計の予算、これについて審議をさせていただきました。3号議案の予算につきましては、分担金、これが主な収入財源でございまして、これは均等割10%、人口割90%で算出をされています。構成比でいいますと、宮津市が42.4%、伊根町が8.0%、与謝野町が49.5%になっております。金額で申しますと、宮津市は3億4,128万円、伊根町が6,476万5,000円、当与謝野町は3億9,873万1,000円ということでございます。歳出につきましては、ほとんどが性質別で見ますと人件費が85%で、6億9,215万

4,000円、85%を占めております。そのほかの歳出でいきますと、救急無線のデジタル化ですね、これは平成22年に調査基本設計をし、本年24年に実施設計として715万3,000円計上されておられます。それと、加悦谷分署の消防ポンプ車、これの入れかえということで、3,200万円ですか、これは従来ある加悦谷分署のポンプ車をちょっとスケールアップしまして、液状消火をつけ加えたグレードに差しかえるということで、それを本署に持っていくということで、かわりに消防ポンプ車を加悦谷分署で新しく購入すると。それとか、防災備蓄倉庫の実設計委託料ですね、これ250万円。これ本署の隣に2階建てで、ワンフロア120平米の倉庫を建築すると、こういうことでございます。以上でございます。

続きまして、京都府の後期高齢者の医療広域連合の議会が2月10日に京都市で開催をされまして、出席をさせていただきました。議案としましては、一般会計の補正でありますとか、特別会計の補正があり、これは全員賛成で可決をされました。引き続きまして、平成24年度の一般会計、特別会計予算の審議が行われました。予算総額は、一般会計につきましては10億2,896万8,000円、歳入は、ほとんどが分担金ですね、これと国からの補助金、財政調整基金からの繰り入れ、こういうものでございます。特別会計につきましては、予算総額が2,902億969万4,000円でございます。これも歳入は、先ほど申しましたように国からの負担金や補助金や市町村の負担金ですね、こういうものが主で、歳出は、当然のごとく医療給付費、これが歳出の主なものでございます。

注目すべきは、後期高齢者医療に関する条例の一部改正がありまして、平成24年、25年度2年間の保険医療の改定がございました。それによりまして、均等割額が4万6,390円になりました。これは現行が4万4,410円でございますので、約2,000円ほど上がったということでございます。所得割率も、現行が8.68に対しまして9.12ということで、0.5%ですか、ほど上がっておるということでございます。当初は、不均一賦課対象市町村でございますので、当町で当てはめますと、当町は平成22年、23年が3万9,300円に対しまして、平成24年、25年、これは4万3,720円、4,420円がアップをしました。所得割率も、7.69%から8.60%、0.91%のアップでございます。

次に、賦課限度額の引き上げもございまして、これは中低所得者の保険料の軽減のために50万円から55万円に上がりました。以上でございます。

議 長（井田義之） 最後に私のほうから、京都地方税機構議会定例会、それから京都市町村議会議員公務災害補償等組合議会定例会並びに議長会の報告をさせていただきます。

先ほど言いましたのとちょっと順序を変えますけれども、まず最初に皆さんのお手元に3件の資料をちょっと配らせていただいております公務災害補償等組合の報告をさせていただきます、最初に。

1月16日に京都市内で会議が持たれました。平成22年度の決算、平成24年度予算、それから条例改正がありましたけれども、条例改正については障害者自立支援法の改正に伴い、条項の変更のみです。それでこの公務災害のことにつきましては、補償組合の件につきましては前にも申し上げましたけれども、公務災害の皆さんのお手元に配っております資料の一番最後のページに、団体、いわゆるこれは市町村になっておりますので、合併した市、南丹市だとか京丹後市、木津川市が入って、あと町村で組織をしております。そして監査委員さんにつきましては、現在

は井手町の汐見町長が監査委員になっていただいております。それで、そういうことでありますけれども、予算につきましては160万円という少ない予算であります。公務災害としての保険がしっかりとこれについては対応していただいております。ということで、事故等災害のときには大変大切な組織かなというふうに思っておりますが、そこでこの予算書の歳入というのが1枚あります。3枚目ですか、皆さんに配っている3枚目に歳入があります。ここに負担金が出ております、組合市町村負担金ということで。それで、我が町の場合には4,600円掛ける18人で8万3,000円ほどの負担金でいっております。そこで、今回特に報告しておかなければならないなと思ったのは、次のページにあります連合会納付金ですけれども、この部分が平成25年度から15%、平成27年度から20%アップということで、今の現状の会計の中で処理をしていくと平成29年には残高が34万円、それから平成30年には三角の3万円ということになります。とりあえず今のままでやっていく。そして平成29年、30年にはまた改めて公務災害補償組合のあり方を検討するというようになっておりますので、この財政が厳しくなっているということについて報告をさせていただきます。

次に、京都府地方税機構の報告をさせていただきます。皆さんのお手元にこれも資料を配っておりますが、今回は平成24年度予算、それから平成23年度の補正予算、それから条例改正2件ということで4件の提案がなされ、全員賛成でありますけれども、可決をされております。

そこで、ちょっと時間かかりますけれども、地方税機構の皆さんのお手元に配っております連合長の説明の要旨ですけれども、これに従って説明させていただくのがわかりやすいのかなと思いますので、これに従って説明させていただきます。この文章の中でアンダーラインを入れております。まず6行目、第1号議案のところで、平成24年度地方税機構一般会計20億2,422万と4.3%の増となっておりますということと、それから歳入につきましては、各構成団体からということですが、報告資料2というところで、頭に下手な字で書いておりますけれども、報告資料の2というページを繰っていただきますと、与謝野町の負担が1,682万6,000円だということになります。あと歳出につきましては、見てもろたとおりです。それから第2号議案の、これは下から4行目ですが、2号議案で一般会計の補正がなされました。これにつきましては、補正の中で次のページ2ページの4行目に書いておりますけれども、与謝野町としては200万円ほど負担金が減額になったということです。これは歳出に合わせて負担金の調整をされたということです。それからこの後、その下に第3号議案ということで、京都地方税機構職員定数条例及び京都地方税機構地方事務所設置条例一部改正の件についてということですが、この件につきましては、その次の行に書いてありますように、法人税関係の事務が、いわゆる平成24年度から開始をされます。これに伴って職員定数が、ちょっと飛びますけど3枚目見ていただけたらいいんですが、186人から217人とふえます。それから、それに伴ってこの同じページの第2条のところで、滞納処分及びこれに対する事務というのを地方税に関する事務ということに改められて、所管がちょっとふえるのではないかなというふうに思いますが、この法人税の事務がふえるということで、この一番最後のページに参考資料2ということで、こういうふうになるんだということをA3判で載せております。これ折っておりますのでA4になっておりますけど、A3で載っております。これは京都新聞の朝刊に出たという記事やそうですけれども、私も見ておりませんでした。こういうことで変わ

るということで、これはまたお目通しを願って、町民の皆さんへのまた質問があれば答えていただけたらありがたいと思いますし、細かいことは税務課長が詳しいんだろうと思うんで、税務課長のほうに聞いていただけたらありがたいなというふうに思います。そして、報告資料2というのが、ちょっとばらばらになって申しわけないですけど、報告資料2というので、与謝野町の負担が1,682万6,000円ということに、報告資料2の一番下から3行目に出ています。見ておいていただけたらありがたいと思います。以上、ちょっとはしよった説明になってわかりにくかったと思いますけれども、地方税機構の報告とさせていただきます。

次に、議長会の報告なんですけど、議長会につきましては、過日2月22日に議長会の総会が開催をされました。開催に先立ち表彰をされたり、それから来賓として山田知事、それから近藤府議会議長、それから汐見町長の代理として太田町長に出席をしていただきまして、祝辞をいただきました。そして内容につきましては、平成23年度の補正予算、平成22年度の決算、平成24年度の一般会計、そして最後に役員改選がなされました。

順を追って説明させていただきますけれども、実は22日に総会が持たれたんですけども、1月16日に市長会が持たれました。その二つの会議をあわせて報告をさせていただきたいと思います。資料を配らせていただいた中に1ページ、2ページと打っております。まず1ページ、総額は3,000万円の予算であるということです。それから2ページですけども、歳入の分で、基金繰入金が1,600万円となって、振興協会補助金というのが、補助金の欄の二つ目ですけども、これがゼロになっております。これにつきましては、私がつけております4ページ、5ページに出ておるわけですけども、4ページ見ていただきますと、従来は前年度予算として、一番上の枠ですけども、振興協会の補助金が1,115万円ありますが、平成24年度はゼロになりました。そこで5ページ入りますけれども、安定化基金から1,000万円、それから財政調整基金から620万円ということで、この埋め合わせをいたしております。これにつきましては7ページ、ちょっと飛びますけれども、7ページに特別積立金の配分についてというのがあります。それで配分の目的、従来は、いわゆる振興協会から地方4団体へ必要経費の補助金が出ておりました。ところがここに書いてありますように、今度広域財団、(1)2行目に広域財団法人移行後は財源が確保できないとなっておりますけれども、こういうことをできなくなるということで、次の8ページ見ていただいたらありがたいんですが、いわゆる今持っておる金を京都市市長会、京都府町村会、京都市議会議長会、京都府町村議会議長会、全部の地方4団体に配分をしてしまうということで配分がされます。そこで、次に6ページに戻っていただけるとありがたいんですが、町村議長会としましては、財政安定化基金というのにすべてを積み立てて、毎年それをこれまでの補助金がわりに入れて、それで運営をしていくということで、一応平成35年まではこの状態でいけるだろうというふうに聞いております。財政の動きが国の動きに合わせて全然変わりましたので、予算についてはそういうことをご報告をさせていただいております。

それから、ホッチキスでとめていただいております中で、京都府町村議会議長会表彰ということでの分があると思います。これにつきましては、自治功労者として議会議長として5年以上の方1名、それから議会議員として11年以上の人が6人ということで表彰をされました。

それから、次に北方領土の返還要求京都府民会議というのもつけております。わかりますか。

これにつきましては、3枚目を見ていただいたらありがたいと思うんですが、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山と近畿の加入団体が出ております。京都府はほとんどありません。あとの地区は多いんですが。その前のページに戻っていただきましたら、団体への加入の予定団体が出ております。それで与謝野町もその中に入会予定団体として、二つ目の枠の一番最後に与謝野町、太田町長というふうに出ております。議長会としましては、3番目の枠の中で一番最後に京都府町村議長会ということで、団体で加入をさせていただくということでもありますので、加入をさせていただいたということでもありますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

あと、次の役員の改選ですけれども、役員の改選が変わりまして、皆さんのお手元にそれぞれの会長さん、副会長さん、幹事さん、名前が出ております。これはまた見ておいていただけたらありがたいと思いますし、この改選につきましては、ちょっと方法がややこしい方法になっておりますので、また機会があれば皆さんに報告をさせていただきながらご意見も伺わせていただけたらありがたいなというふうに思っております。以上、だらだらと申し上げましたけれども、一応資料につきましては議会事務局にありますので、またわからない点がありましたら見ていただいたり、気になるところがありましたら見ていただけたらありがたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、議案第15号 与謝野町自治功労者の表彰についてを議題とします。

暫時休憩をいたします。糸井議員。

(休憩 午前10時22分)

(糸井議員 退席)

(再開 午前10時22分)

議長 (井田義之) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

提案理由の説明をお願いします。

太田町長。

町長 (太田貴美) 議案第15号 与謝野町自治功労者の表彰について、提案理由をご説明申し上げます。

糸井満雄議員におかれましては、平成11年4月に旧岩滝町議会議員に初当選されて以来、現在まで12年11カ月の長きにわたり町議会議員として自治を推進し、住民福祉の向上に寄与されました。よって、与謝野町表彰条例第4条第4号の規定より、与謝野町自治功労者として表彰したいので、同条の規定により議会の同意をお願いするものでございます。よろしくご審議いただき、何とぞご承認いただきますようお願いいたします。

議長 (井田義之) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

本案について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (井田義之) ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 与謝野町自治功労者の表彰については、原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩をいたします。糸井議員の着席を求めます。

(休憩 午前10時24分)

(糸井議員 着席)

(再開 午前10時24分)

議長(井田義之) 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、日程第5、議案第16号 与謝野町自治功労者の表彰についてを議題とします。

暫時休憩をいたします。白杉委員長、すいませんね。

(休憩 午前10時25分)

(白杉教育委員長 退席)

(再開 午前10時25分)

議長(井田義之) 休憩を閉じ、会議を再開します。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第16号 与謝野町自治功労者の表彰について、提案理由をご説明申し上げます。

白杉直久教育委員長におかれましては、平成11年10月に旧野田川町教育委員会委員長に就任されて以来、現在までの12年1カ月の長きにわたり教育委員長として自治を推進し、教育行政の推進に寄与されました。よって、与謝野町表彰条例第4条第4項の規定により、与謝野町自治功労者として表彰したいので、同条の規定より議会の同意をお願いするものでございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(井田義之) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 与謝野町自治功労者の表彰については、原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩をいたします。白杉委員長の除斥を解きます。

(休憩 午前10時27分)

(白杉教育委員長 着席)

(再開 午前10時27分)

議長(井田義之) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、日程第6、議案第17号 与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第17号 与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

平成22年12月10日に障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が公布され、障害者自立支援法や児童福祉法等の一部が改正されました。またこの法律の公布に伴い、平成24年2月3日に障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害者保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が公布されました。この条例改正は、これらの法律及び政令の公布に伴い障害者自立支援法が一部改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、障害者自立支援法第5条の条項が削除されたことにより項ずれが生ずることとなったため、改正をお願いしようとするものでございます。なお、この政令は平成24年4月1日から施行されることとなりますので、改正条例も平成24年4月1日から施行することとなります。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第17号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第17号 与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第7、議案第18号 与謝野町税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第18号 与謝野町税条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の条例改正は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方人特別税法に関する暫定措置法の一部を改正する法律が平成23年12月2日に公布され、法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大に伴う都道府県と市町村の税の増減収を調整するため、道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲するものでございます。

また、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法

律が平成23年12月2日に公布され、東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき、平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち、全国的にかつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率の引き上げを行う特別措置が講じられました。これに伴い、町たばこ税の税率及び町民税の均等割の税率の改正等を行うものでございます。

改正内容につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） それでは、議案第18号 与謝野町税条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

今回の税条例の一部改正は、町たばこ税の税率の引き上げ及び町民税個人均等割の税率の引き上げが主なものでございます。まず、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律が平成23年12月2日に公布され、退職所得に係る個人住民税の10%税額控除が平成25年1月1日以後に支払われるものから廃止されます。また納税環境整備として、納税者が更正の請求を行うことができる期間を1年から5年に延長等がされました。さらに、法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大に伴う都道府県と市町村の税の増減収を調整するため、道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲されることとなりました。

次に、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律、これが平成23年12月2日に公布され、東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき、平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち、全国的にかつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用等の税源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率の引き上げを行う特別措置が講じられました。さらに、東日本大震災の被災者の方々の負担軽減を図るため地方税法の一部を改正する法律が平成23年12月14日に公布され、課税の特例措置等が講じられました。これらに伴い、本町の税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

それでは、税条例の一部改正の中身をご説明申し上げます。議案資料の5ページ、与謝野町税条例新旧対照表をごらんいただきたいというふうに思います。

まず95条では、たばこの種類で申しますと、旧3級品以外のたばこ税の税率を、現行の1,000本につき4,618円を5,262円に改正しております。また、附則第16条の2では、旧3級品のたばこ税の税率を、現行の2,190円を2,495円に改正しております。

次に、町民税に係る個人住民税の10%税額控除を廃止するため、附則第9条の町民税の分離課税に係る所得の額の特例等を削除しております。

次に、附則第22条では、雑損控除の前倒しに適用する損失対象金額、損失の繰越控除の特例に適用する特例損失金額などの文言整理と、適用関係が明確でなかった第2項第4項の整理を行っております。

次に、附則第25条では、個人の町民税の税率の特例等を追加し、個人町民税の均等割の特例期間を平成26年度から35年度までの10年間といたしております。

施行日につきましては、議案第18号 与謝野町税条例の一部を改正する条例、議案書のほうになりますけれども、6ページの附則をごらんください。退職所得に係ります個人住民税の10%税額控除の廃止は、附則第1条第1項第1号で平成25年1月1日から、それから町たばこ税の税率改定は、同第2号で平成25年4月1日からとしております。経過措置としまして、退職所得に係る個人住民税の10%税額控除の廃止は附則第2条で、それから町たばこ税に関しては第3条で、改正前までは、なお従前の例によることとしております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

ここで、暫時休憩をいたします。10時55分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時40分）

（再開 午前10時55分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

次に、日程第8、議案第19号 与謝野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第19号 与謝野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成23年4月28日に可決、成立し、ことし4月1日から施行されることとなりました。この法律の趣旨は、地方自治体の自主性の強化と自由度の拡大を目的に、義務づけ、枠づけの見直しを行うもので、法律の中に条例で定めることとすることで、地方自治体の条例制定権を拡大するものでございます。今回の条例改正は、町が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格について、これまで環境省令で規定されておりましたものを、この環境省令を参考にして条例で定める資格と規定することとしたものでございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第9、議案第20号 与謝野町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第20号 与謝野町介護保険条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

これは1期を3年間としております第5期介護保険事業計画の策定に基づき、平成24年度から平成26年度までの介護保険料を規定するものでございます。今回第5期の介護保険料につきましては、国の政令改正により第1号被保険者の負担割合が第4期の20%から21%に引き上げられたこと、また介護報酬の改定により介護給付費が0.7%引き上げられることなどにより、必然的に増額となります。また、現在整備が進められている特別養護老人ホーム等、短期入所生

活介護施設が平成24年度後半に開設することから、給付費の増加を見込んでおります。一方で、介護保険料の急激な上昇を抑制するために、町の介護保険事業基金と京都府介護保険財政安定化基金交付金、合計6,870万円を繰り入れる予定にしております。あわせて、市町村判断で可能とされている第3段階の細分化を行い、保険料軽減措置として新たな段階を設けるものでございます。また、所得額200万円以上500万円未満でくくっておりました第7段階を、190万円以上350万円未満とし、新たに350万円以上500万円未満の段階を設けることにより、第4期の9段階から11段階の設定とし、所得階層に配慮した段階設定としたものでございます。これらの要因により、第5期の介護保険料の月額基準額は4,975円となり、第4期の4,442円と比較して533円の増額となります。

条例の詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） それでは、私のほうから与謝野町介護保険条例の一部改正につきまして、詳細説明をさせていただきます。

概要につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございますけれども、私からは既にお配りしております議案第20号 与謝野町介護保険条例の一部改正についてという、この参考資料に基づきましてご説明を申し上げたいというように思います。

ご承知のとおり、65歳以上の方の介護保険料の保険料を決定する際には、3年間に必要な介護給付費を推計し、それを65歳以上の負担割合、第5期の場合につきましては21%を乗じまして、それを人数で割って算定するということとなります。そこで、まず保険料算定の基礎となる保険給付費の見込みについてを説明をさせていただきます。資料の1ページをお開きいただきたいというように思います。

この細かい数字がずっと書いておりますけれども、この中で、この1ページについては介護給付費でございますので、要介護1から5の方のサービスの回数なり人数を記入をいたしております。例えば、この表の計画額の平成24年度の欄をずっと見ていただきまして、その下側から三つ目の数字を見ていただきますと、ここが介護老人福祉施設の利用者ということになっておりまして、2,796人という数字がございます。これは1年間利用される合計でありますので、これを12カ月で割りますと233名というようになります。特別養護老人ホームの利用は、平成24年度については233名というように、このようにこの表を見ていただきますと、一月当たりの利用者数や、また利用回数なんかが出ますので、ご確認をいただきたいというように思います。

そこで、今回の改定に係る第4期の実績と平成24年度から第5期計画の増減の大きなものを申し上げたいというように思います。先ほど数値の確認をいただきました介護老人福祉施設の利用者増というのは、これが大きな要因ということでございます。数字的に説明をいたしますと、この1ページの下側の(5)①にあります、介護老人福祉施設の平成24年度の利用者数2,796名につきましては、平成23年度実績見込み額2,451名と比較し、14%の増ということになっております。これは2,451名を12カ月で割りますと204名、平成23年度実績では204名であったものが、平成24年度では、先ほど見ていただきましたように

233名になり、29名の増ということを見込んでおります。また、平成25年度、平成26年度につきましては、3,156人を12カ月で割りますと263名になります。一月の利用が263名ということになりますので、これにつきましては大きな増ということであり、これは主に加悦加工場跡に完成します特別養護老人ホームの入所者数を見込んだものでございます。

次に2ページ目につきましては、予防給付の要支援者の利用状況を示しております。これは要支援の1の方と要支援の2の方のサービスの利用回数等を記載をいたしております。この中の特徴的なものを申し上げますと、中ほどより少し下側に、(2)地域密着型介護予防サービスの②介護予防小規模多機能型居宅介護というのがございます。これは平成23年度見込みが50人ということになっておりますけれども、計画時は116人ということで、大きくこの部分が上がっているということでございます。

次に、資料の3ページ、4ページにつきましては、先ほど説明しました利用者の給付費を記載をいたしております。この給付見込みは、平成22年度の実績数値と平成23年度の決算状況を見ながら推計をいたしております。3ページの平成24年度要介護者の給付費総額を見ていただきますと、平成24年度の一番下の欄なんですけど、20億1,287万4,000円といたしております。平成23年度決算見込み19億8,455万5,000円と比較しますと、1.4%の増というように見込んでおります。

次に、4ページにつきましては、これも同じように要支援者の方の給付見込みを出しております。平成24年度の計画数値では1億488万8,000円ということで、8.7%伸びる計画ということで計画をいたしております。

続きまして、資料の5ページをお開きをいただきたいというように思います。この表では、第1号被保険者の保険料の設定について記載をいたしております。第4期の65歳以上の方の基準保険料月額、書いてございますように4,442円ということでありましたけれども、給付費のアップや負担率が高齢者の増加によりまして、第4期に比べまして第5期では20%から21%に引き上げられたと、このような要件によりまして、本来必要な保険料額については5,254円ということになります。しかし、第5期に国の保険料抑制施策としまして、介護保険創設当時から都道府県に一定額を拠出をして積み立てておりました介護保険財政安定化基金を今回取り崩して、そして各保険者の保険料の上昇の抑制財源にするというような措置が取られました。その基金返還金としまして、与謝野町では1,370万円返還される予定となります。この財源によりまして、軽減額はここの表に書いてございますように56円安くなるという見込みになります。また平成23年度までに積み立てた財政調整基金5,500万円をこの保険料のアップの引き下げ財源に使いますので、その影響額としては223円月額引き下げられるだろうということで見込んでおります。したがって、本来必要な5,254円から56円と223円を引いて、今回の改定金額では、基準額を4,975円とさせていただいております。

次に、6ページをお開きをいただきたいというように思います。先ほど町長のほうから説明をさせていただきましたけれども、第4期では所得に応じて9段階の保険料設定をしておりましたけれども、今回の改定では11段階といたしております。この6ページの上の表を見ていただきますと9段階ということになっておりますけれども、第3段階と第4段階がそれぞれ2つに分か

れておりますので、これを段階を変えたということになりますと11段階になるということでございます。改正内容につきましては、まず3段階を所得金額によりまして、基準額の0.7と0.75に、2つに分けておりまして、以前はこの改正については一くくりであったわけですが、さらにここを細分化し、収入の少ない方への配慮をした保険料設定ということをさせていただいております。また今回の第6段階から第8段階につきましては、所得金額が125万1円以上500万円未満までは、第4期では2つの段階しかありませんでしたが、今回の計画ではさらに細分化し、3段階に細分化をいたしております。以上によりまして、先ほど申し上げましたが、保険料の段階を2段階ふやし、9段階を11段階とさせていただきます。

最後に議案資料なんですが、議案資料の9ページをお開きをいただきたいというように思います。この議案資料の9ページから11ページにかけては、与謝野町介護保険条例の新旧対照表を記載しております。先ほど来申し上げております保険料の改定について、条文を整理したものでございますので、ご確認をいただきたいというように思います。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第10、議案第21号 与謝野町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第21号 与謝野町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

この条例改正は、増加する医療費や景気低迷に伴う個人所得の減少によって健全な国保運営が困難となったため、国保税率の改正を行うものでございます。

国保会計は、毎年度厳しい財政状況となっており、貯金である財政調整基金の取り崩しによって赤字補てんを行っており、また一般会計からも臨時的な緊急対策として国保会計への財政支援を行いながら何とかやりくりをしておりますが、平成23年度末では基金がなくなる見込みとなり、今後の国保会計運営を維持するためにも今回の税率改正をお願いするものでございます。

地域経済が長い不況にある中でこうした税率改正を行うことはまことに心苦しいことではあります。独立採算を基本としております国保会計運営でありますので、何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） それでは、議案第21号 与謝野町国民健康保険税条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

議案資料の17ページをお開きいただきたいとします。国民健康保険税率改正比較表で説明させていただきますとします。この資料につきましては、前年度に当たります平成23年度の課税所得等の状況をもとに、現行税率と改正案の税率をそれぞれ適用したときの比較につきまし

て試算を行ったものでございます。改正案では、医療分の税率につきまして、所得割5.9%を6.3%としまして0.4%の増、資産割26.2%につきましては据え置き、均等割2万200円を2万1,000円としまして800円の増、平等割1万8,000円を1万8,400円としまして400円の増としまして、資産割を除きまして、それぞれ引き上げとしております。このように税率を改正させていただくことにより、保険税調定額は約1,700万円の増となり、平均1人当たり調定額は5万3,570円で、現行税率対比では2,177円、伸び率で4.24%の増となります。平均1世帯当たり調定額は10万2,305円で、4,156円、伸び率で4.23%の増となります。また、所得割と資産割の応能割、均等割と平等割の応益割をおおむね各50%とする標準割合を維持することとしております。

次に、後期高齢者支援金分、それから介護分につきましては据え置きとするものでございます。右側の保険税合計の欄におきましては、医療分、後期高齢者支援金分、介護分をそれぞれ合計したもので、対比では医療分のみ改正となることから、医療分の対比をそのまま掲載させていただいております。なお、今回は賦課限度額の改正は行われぬ予定でございます。

次に18ページには、国民健康保険税が世帯課税であることから、世帯構成の違いによります税率改正による保険税額の比較を表にしております。モデルケースといたしまして、例①から⑧の世帯構成につきまして、それぞれ所得、固定資産税を仮定いたしまして、年間の保険税額を算出して税額の増加額を比較の欄に表示しております。後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

前年度の平成23年度の税率改正におきましては、医療分、後期高齢者支援金分、介護分、それぞれの税率改正を行い、これら全体の合計税額で、平均1人当たり約10%の増額となる税率改正を行わせていただきました。これに引き続き2年連続の増額改正となることから、長引く地域経済の不況にある中で保険税負担にできるだけ配慮させていただきまして、一般会計からの財政支援を受けながら税率の上げ幅を調整させていただいております。なお、今回の改正だけでは赤字解消にまで及びませんので、今後も医療費及び所得等の状況も考慮しながら段階的に国保税率の改正を行っていく考えでございます。地域経済が長い不況にある中でこうした税率改正を行うことはまことに心苦しいことではございますが、国保が負担いたします医療給付等に対しまして、独立採算を基本としております国保会計運営でございますので、何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。十分ご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第11、議案第22号 与謝野町営住宅条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町議長（太田貴美） 議案第22号 与謝野町営住宅条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、平成23年5月2日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されまし

た。これに伴い公営住宅法の一部が改正され、公営住宅の入居者資格のうち、同居親族要件が廃止されることになりました。しかし、与謝野町といたしましては町営住宅の入居資格の中の同居資格要件を維持するため、今回所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） それでは、議案第22号 与謝野町営住宅条例の一部改正について説明をいたします。

先ほどの町長からのご提案もございましたように、第1次一括法が公布されまして、公営住宅の入居者資格のうち、同居親族要件が廃止されることとなりました。このことにより、各地方公共団体は公営住宅の入居資格の中から同居親族要件をなくすことも、これまでどおり維持していくことも地域の実情に応じて定めることができるようになったわけでございます。町といたしましては、条例で定めない場合にはだれでも入居できることとなることから、今後も真に住宅に困窮する人の居住の安定を図ることを住宅政策の基本としながらも、住宅セーフティーネットとしての役割を十分に発揮していくためには、住宅の困窮事情を考慮した入居者資格の要件設定が必要であるというふうに判断をしております。以上のようなことから、入居者資格については引き続きこれまでどおり原則として同居する親族がいることを要件とし、公営住宅の供給対象とされてきた家族世帯の入居機会を引き続き確保していきたいというふうに考えております。

なお、高齢者や障害者など特に居住の安定を図る必要があることから、あると認められる一定の単身世帯については例外的に単身世帯の入居を認める現行の扱いを今後も継続をしていきたいというふうに考えております。

最後に、若年単身者の町営住宅の規格については条例では明記をしておりませんでした。議案資料の22ページの第4項にあるように条例でうたうこととし、55平米以下とさせていただきます。

以上が今回の改正の要点でございます。今回の内容につきましては従来の内容と同様としておりますが、若年単身者の町営住宅の規格を明記させていただいたところでございます。十分にご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第12、議案第23号 与謝野町中小企業振興基本条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第23号 与謝野町中小企業振興基本条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本町の産業振興につきましては、総合計画及び産業振興ビジョンにおいて体系的に示され、産業振興会議において官民協働で議論を行っているところです。とりわけ、平成23年度からは産業振興ビジョンの行動プログラムの一つであり、私自身も重点的に取り組みたい課題として挙げられております中小企業の振興に係る条例についてご検討いただき、1月27日には条例の制定につ

いての提言書をご提出いただきました。町内事業所の大多数を占め、地域経済を支えるのはほかならぬ中小企業であり、地域社会を支える重要な担い手でもあります。その重要性にかんがみ、町内の中小企業の振興について基本となる事項を定め、中小企業の振興に関する総合的な施策を推進するとともに、町民、事業者、経済団体等及び町がそれぞれの役割について相互理解を深めることにより、町民の暮らしと調和した産業と経済の発展を促し、もって町民生活の向上を図ることを目的として、本条例の制定について今回ご提案させていただくものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） それでは、私のほうから詳細につきましてご説明を申し上げたいというふうに思います。

中小企業振興基本条例をはじめに検討するに至るまでの経過並びに条例の内容につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。議案第23号とあわせまして、議案資料23ページもごらんいただければと思っております。

まずは議案資料につきまして、中小企業振興基本条例について簡単に説明を申し上げたいと思っております。中小企業振興基本条例とは、地方自治体が地域の雇用、それから経済、さらには地域社会を支える存在であるということを中心として中小企業を重視し、その振興を行政運営に具体的に示すことを位置づけるということで明確にするものでございます。政策を具体的に示す政策型の条例ではなく、基本的な考え方を示す理念条例であることがこの条例の特徴でございます。全国的には同様のこの理念条例でございますけれども、平成23年10月現在で、県レベルでは15、市町村レベルでは56の自治体において制定されていると把握しております。本条例が本会議でご承認いただきますと、京都府内におきましては初の制定となるものと認識しております。

続きまして、条例を検討するに至った背景につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。国の動きとしましては、中小企業基本法とか、中小企業憲章が内閣の閣議決定がなされまして、いわゆる中小企業を重視する方向が示されたことも多分に影響しておると思っておりますが、それ以上に、平成19年に作成された与謝野町総合計画と平成21年度に策定されました与謝野町産業振興ビジョンにおいて、与謝野町における産業振興に関する考え方が体系的に示されたことがこの条例の検討を始める契機になったと思っております。総合計画では、策定の経過の中で委員さんの強い要望によりまして、事業所が地域への貢献に努力するというのを、いわゆる「商助」という考え方が盛り込まれました。また産業振興ビジョンでは、策定委員会から与謝野町中小企業振興条例の制定の検討が提案され、行動プログラムの一つとして掲げられました。先ほど町長も提案説明の中で申し上げておられましたけれども、これらの動きを受けまして、町長2期目の再選の際に今後取り組みたい重点課題として中小企業振興基本条例の制定を掲げられまして、平成22年に設置しました与謝野町産業振興会議にその検討をゆだねられました。そして、去る平成24年1月27日には同会議から条例制定についての提言書を提出いただいたところでございます。産業振興会議におかれましては、会議内に条例に係るプロジェクトチームを設置されまして、総合計画と産業振興ビジョンの方向性や考え方を十分に踏まえた上で、先進地の自治体の条文の研究もされ、与謝野町の実情と個性に照らし合わせた内容、まさにゼロからつくり上げ

られたものでございます。委員の皆様には、この場をおかりまして厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。ご提言をいただきました内容のベースにいたしましては、まちづくり本部会や担当課の中で精査を行いまして、若干の修正は加えましたけれども、現在提案しております条例を作成をいたしました。

議案資料の条例の構成をごらんいただきながら、ポイントを説明させていただきたいと思えます。条例全体といたしましては、前文と全12条により構成をされております。条例の冒頭に条例の基本理念や条例を制定する目的を明らかにするために前文を置き、持続可能なまちづくりを進めていくためには中小企業の発展が不可欠であるという共通認識のもと、町民、事業者、経済団体等並びに町が相互理解を深め、官民協働により中小企業の振興を図っていくという基本理念が明示してあります。また、従来からこの町を支えてきた産業と新たな産業が連携を図るとともに、町民は消費者として経済循環の一翼を担うということにより、町ぐるみで地域循環型経済の構築を図っていくという基本理念を明らかにしています。

第1条では、条例の目的を規定しています。本条例の直接的な目的は、町内の中小企業の振興を図ることにありますけれども、究極の目的は、中小企業を保護するものではなくて町民の皆さんの生活の向上を図ることであると示しています。

第2条では、条例内で共通認識をしていただきたい用語を定義しております。中小企業の定義として、中小企業基本法によるものとしておりますが、小規模企業者についても中小企業に含まれるほか、農業者についても中小企業基本法の定義に該当すれば中小企業に含まれています。

第3条では、基本方針としまして、中小企業の創意工夫と自主的な努力による取り組みを尊重すること。また中小企業振興策の展開にあつては、中小企業の特性に応じた施策を町民、事業者、経済団体等及び町の連携により一体となって推進していくということを提起しています。

第4条では、目的を達成するために行う基本的施策として、産業振興ビジョンの行動プログラムの具現化を図ることとしています。

第5条から第9条までは、町、中小企業者、経済団体等、大企業者、町民の役割を明確にしており、いずれにおきましても地域循環型経済の担い手としての役割を求めています。

第10条では、中小企業振興を担うのは人であること。また産業振興ビジョンにおいて、次世代の人づくりを基本理念としていることを踏まえ、人材の確保及び育成の支援についても規定をしております。ここで言う人材とは、中小企業者で働く人に加え、次代を担う子供たちも意味しています。企業の人材育成を支援するだけにとどまらず、次代を担う子供たちの勤労観、それから就業観の醸成についても規定をしております。

第11条では、条例の推進体制として産業振興会議を規定しています。産業振興会議については、平成22年に設置以降、産業振興ビジョンの具現化について検討をする組織として位置づけられておりましたが、条例の審議機関として位置づけ直すこととしています。以上が条例の主な内容でございます。

最後になりましたけれども、産業振興会議のオブザーバーであります京都大学大学院の岡田知弘教授から、今回の条例制定に向けた産業振興会議の取り組みについてコメントをいただいておりますので、ご紹介をさせていただきます。

府内で最初の条例制定準備を、商工関係者だけでなく農業を含む幅広い分野にわたる住民の皆

さんが主体となって、精力的かつ丁寧に進められたことに敬意を表します。与謝野町では、住民や経営者の参加のもとに総合計画や産業ビジョンが制定されてきており、その延長線上に中小企業振興基本条例の制定を目指す方法は大いに注目されるどころ。内容は、現時点までに制定された条例のすぐれた点をしっかりと吸収したもので、極めて先進的な条例から構成されている。多くの自治体にとって条例制定後の具体的施策の立案、実行、推進する組織体制が課題であるが、産業振興会議を条例に位置づけ直しており、実効性のある内容を踏まえている。

住民参加による取り組み方や条例の先進性について評価いただいております。この条例を地域経済の活性化を図るための礎として、これまで以上に町民、事業者、経済団体等、そして行政が手を携え、町ぐるみで中小企業振興を図ってまいりたいと考えております。以上、簡単でございますが、条例の概要説明とさせていただきます。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第13、議案第24号 与謝野町産業振興事業貸付基金条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第24号 与謝野町産業振興事業貸付基金条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例につきましては、地域経済団体等の円滑な資金調達を支援することで、産業振興に係る各補助制度の活用推進を図り、もって地域経済の活性化を図ることを目的として平成23年6月に制定したところですが、貸付対象事業であります商工業振興事業費補助金交付要綱の一部改正を行うことに伴い、本条例の一部改正について今回ご提案をさせていただくものでございます。

なお、商工業振興事業費補助金交付要綱につきましては、従来から商工業者以外の方も活用できる制度でしたが、商工業に限らず広く町内の産業振興を図りたいとの思いから、産業振興事業費補助金交付要綱と名称を変更するものでございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第14、議案第25号 与謝野町立公民館条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第25号 与謝野町公民館条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の一部改正につきましては、昨年8月26日に施行されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律を受け、昨年9月30日に社会教育法が改正されたことに基づいたものでございます。これにより、従来社会教育法第30条で規定されていましたが、各自治体において公民館の活動や運営方針を協議する公民館運営審議会委員の委嘱、任命基準が同法の本文から削除され、改めて地方自治体の条例で基準を設けることになりました。つきましては、社会基本法第30条から削除された公民館運営審議会委員の委嘱及び任命基準等について、与謝野町公民館条例第5条に改めて明示させていただいたものでござ

います。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第15、議案第26号 与謝野町宮津市中学校組合と与謝野町との間の学校給食に係る事務の委託についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町議長（太田貴美） 議案第26号 与謝野町宮津市中学校組合と与謝野町との間の学校給食に関する事務の委託について、提案理由をご説明申し上げます。

与謝野町宮津市中学校組合、橋立中学校の給食実施につきまして、その事務を与謝野町の給食センターで受託することで昨年の3月に協議が整い、平成24年4月1日からの実施を目指すことについて、議員の皆様にもご説明をさせていただき、ご理解をいただいたところでございます。その後、施設整備の改修などの必要経費の予算もご承認いただき、その整備も整いましたことから、本年4月1日から受託事務を行うことといたしております。つきましては、給食事務を与謝野町宮津市中学校組合から受託することについて、その範囲や経費の支弁方法などを別紙のとおり規約として定め、議会のご承認をいただく必要がありますので、本案を提出させていただくものでございます。

詳細につきましては次長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） それでは、与謝野町宮津市中学校組合と与謝野町との間の学校給食に関する事務の委託につきまして、詳細説明をさせていただきたいと思っております。

まず、参考資料26ページをお開きいただきたいと思っております。地方自治法では、普通地方公共団体は協議により規約を定めて、事務の一部を他の普通地方公共団体に委託することができると規定されています。資料の中ほど、252条の14、第1項のとおりでございます。この規定は普通地方公共団体と一部事務組合の間にも同法292条、資料では一番下のほうになりますけれども、292条により準用されることになっております。加えまして、規約を定めて行う事務の委託につきましては、同法252条の2、第3項によりまして議会の議決を経なければならないとされていますことから、本案を今回提出させていただくものでございます。

それでは、事務委託に係ります規約につきまして簡単にご説明を申し上げます。議案書のほうをお目通しいただきたいと思っております。

まず第1条につきましては、委託事務の範囲として、学校給食の実施並びに事務に必要な施設の整備について明記をいたしております。それから2条につきましては、管理及び執行の方法、これは与謝野町の条例並びに規則に基づくことといたしております。それから第3条につきましては、委託事務の管理及び執行に要する経費、これにつきましては中学校組合の負担といたしまして、負担基準は原則前年度の5月1日現在の給食の共同処理を行う学校並びに幼稚園の在籍生徒数ということにいたしております。この基準につきましては、現在中学校組合の負担割合を前年度の5月1日現在の生徒数ということにいたしておりますので、それにならった形といたしております。このほか第4条では、予算計上方法につきまして明記をいたしております。また第

5条では、条例等の改正を行った際にはお互い連絡をとり合うということをうたっております。

また附則といたしましては、規約の施行期日、平成24年4月1日からということですし、委託事務が仮に廃止になりました場合の決算の処理等について附則で明記をいたしております。

以上が議案第26号の詳細でございます。十分ご審議をいただきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願いたします。

議 長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第16、議案第27号 町道路線の廃止についてと、日程第17、議案第28号 町道路線の認定について、以上2件について一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第27号及び議案第28号 町道路線の廃止及び町道路線の認定について、提案理由をご説明申し上げます。

当該路線の一部につきまして、一般交通の用に供する必要がなくなったと認められますので、道路法第10条第1項の規定に基づき路線を廃止し、同法第8条第1項の規定に基づき新たに路線を認定するものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） それでは、議案の第27号及び議案の28号につきまして、説明をさせていただきますというふうに思います。

当該路線の沿線には、昭和30年代には家屋が点在をしているというふうな状況でございましたけれども、昭和38年のいわゆる三八豪雪以降、この地を離れられ、現在沿線には1戸の家屋が残っているというふうな状況でございます。したがって、この路線は、大半は現在森林施業が目的の道路として位置づけられているため、現在家屋がある先線までを新たに町道として認定をしていきたいというふうに考えております。路線の性格や目的が変更となった場合には廃止をして新たに認定をするというふうなこととなっておりますことから、今回廃止、または認定につきまして挙げさせていただいたというふうなことでございます。何とぞご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願をいたします。

議 長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第18、議案第29号 平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） それでは、議案第29号の平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は1億8,737万6,000円を減額し、総額を114億5,031万6,000円といたすものでございます。

まず歳出から、主なものについてご説明申し上げます。27、28ページをお開き願います。

最初に全科目にわたる共通点ですが、今年度の事業実績の見込める事務事業につきましては、不用となります経費につきまして減額をさせていただいております。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費では、職員人件費で、退職手当組合特別負担金を2,106万3,000円追加いたしております。本年度末に勸奨退職により退職する職員9名分の退職手当組合への特別負担金でございます。次のページの第6目企画費では、企画費一般経費で、大名行列実行委員会補助金を503万7,000円減額いたしております。昨年11月13日に開催し、2万人もの見物客でにぎわい成功裏に終わることができました。この場をおかりいたしましてお礼を申し上げたいというふう存じます。ありがとうございました。今回の補助金の減額は、かかった経費の実績と京都府からの補助金を相殺し減額いたしておりますので、歳入で計上いたしております大名行列継承基金繰入金とは200万円一致いたしておりません。京都府からの文化活動支援補助金200万円が大名行列実行委員会へ直接補助されることによるものでございます。次のページの第11目地域情報推進費では、地域イントラネット整備事業を総額で1,604万2,000円減額いたしております。各地区公民館と役場を結ぶネットワークを構築いたしたもので、入札による請負減や事業費の精査により機器購入費及び機器設定委託料を減額いたしております。

次に37、38ページの第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費では、社会福祉協議会補助金を216万3,000円追加いたしております。これは、社協事業であります移送サービス事業の赤字補てん分を交付するものでございます。次のページにかけての国民健康保険特別会計拠出金では、繰出金を総額で372万5,000円追加いたしております。事業勘定では、基盤安定負担金及び財政安定化支援事業分等の交付決定に伴い27万5,000円を減額し、直診勘定につきましては、収支不足額の400万円を追加いたしております。その下の地域福祉空間整備事業では、第19節負補交で地域共生型福祉施策整備利子補給分を64万2,000円追加いたしております。これは、加悦加工場跡地に建設中の地域共生型福祉施策の整備に伴い、社会福祉法人等が整備資金の融資を受けた場合の償還利子に対して、予算の範囲内で利子補給いたすものでございます。なお、その額は年利2%以内で、総額の限度額は1法人につき1億円といたしております。41、42ページの第3目高齢者福祉費一般経費では、後期高齢者療養給付費負担金及び後期高齢者医療特別会計繰出金を、それぞれの実績見込みから増額し、総額で881万9,000円追加いたしております。その下の第5目社会福祉施設費では、算所会館管理運営事業で、同会館改修工事費を事業費の精査及び入札による請負減により、2,804万3,000円減額いたしております。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費では、子ども手当支給業務を、子ども手当の支給見込み額の減額及びシステム改修委託料の実績から、総額で6,388万3,000円減額いたしております。

次のページの第4款衛生費、第1項保健衛生費、保健衛生総務費一般経費では、簡易水道特別会計繰出金を2,000万円追加いたしております。これは昨年度と同様、統合に向けた財政調整として簡易水道財政調整基金積立分として繰り出しするものでございます。次のページの第2目予防費、予防接種事業では、インフルエンザ等の流行により予防接種委託料を590万円追加いたしております。

第2項清掃費、第2目塵芥処理費では、一般廃棄物処理委託事業で、廃棄物広域処理委託料を1,035万1,000円追加いたしております。これは住民環境課長から所管の文教厚生常任委員会で一定説明させていただいてご理解をいただいておりますが、野田川最終処分場の遮水シートが破損しており、保健所とのそうした調整の結果、早急に修復工事に取りかかる必要があります。3月の補正予算までに業者に発注しなければなりません。よって、一たん廃棄物広域処理委託料から予算流用することで確認をいただき、先行発注いたしておりますので、修復に係る工事費をあえて流用もとの委託料に計上いたしているものでございます。

次に47、48ページ、第5款労働費、第1項労働諸費、第4目経済危機対策費では、住宅改修助成事業で、住宅改修助成事業補助金を今後の申請見込みも踏まえ3,000万円追加するとともに、後ほどご説明いたしますが、繰越明許費で2,500万円を翌年度へ繰り越すことといたしております。次のページの有線テレビ加入促進事業では、加入者への支援策として1万8,000円を上限に、7月末までに工事が完成し12月末までに申請のあったものに対して有線テレビ補助金を交付してきましたが、実績により1,480万円減額いたしております。

次に51、52ページの第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、パイプハウス緊急復旧対策事業では、第19節負補交を1,575万円追加いたしております。これはこの冬の豪雪により倒壊いたしましたパイプハウスの復旧費用につきまして、府が50%、町が20%、計70%を支援するものでございます。

次のページにかけての第2項林業費、第2目林業振興費は、有害鳥獣対策事業、災害に強い森づくり事業など、各事業の実績見込みから総額で2,557万2,000円減額いたしております。

次に55、56ページの第7款商工費、第2目商工振興費は、地域総合整備資金貸付事業を2,300万円追加いたしております。これは財団法人地域総合整備財団、俗に言われておりますふるさと財団において、適正事業として確認をいただいたものについて自治体が起債を発行し、融資依頼者、今回は地域共生型福祉施設を建設されますNPO法人丹後福祉応援団でございますが、ここに資金を貸し付けるものでございます。なお、これらの返済につきましては元金のみを借入者から返済していただき、利子分につきましては行政の負担となる制度となっております。よって利子償還金の75%が普通交付税に算入されることとなっております。この制度をふるさと融資制度と言っているものでございます。

次に57、58ページの第8款土木費、第2項道路橋りょう費、第2目道路管理費では、この冬の豪雪に伴いまして除雪回数が大幅にふえたことにより、除雪対策事業を3,000万円追加いたしております。次のページにかけての第3目道路新設改良費では、道路新設改良事業を工事内容の精査や入札に伴う請負減、また京都府の河川改修に伴う橋梁かけかえの先送りなどに伴う負担金も含め、総額で7,069万8,000円減額いたしております。

第5項都市計画費、第4目公園費では、次のページにかけての都市公園整備事業で、阿蘇シーサイドパーク整備工事費等を事業費の精査により、総額で1,449万9,000円減額いたしております。

飛びまして69、70ページの第10款教育費、第5項社会教育費、第2目公民館費では、地域公民館整備事業を総額で353万円減額いたしております。後野地区公民館建設用地が見込み

よりも安価で購入できたことにより、土地購入費等を減額するものでございます。

次に73、74ページ。第11款災害復旧費は、農林水産施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費をそれぞれ入札減等により事業費を精査することにより、総額で412万2,000円減額いたしております。なお後ほど申し上げますが、災害普及事業の一部につきましては翌年度へ繰越明許することといたしております。

次に、第12款公債費は、平成22年度及び23年度への繰越事業の起債発行額の確定等により、一時借入金利子を含む利子総額で2,315万8,000円減額いたしております。

第14款予備費は、51万5,000円追加し、調整いたしております。以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。17、18ページをお開き願います。

第1款町税は、第1項町民税で、個人所得割、法人税割を、第2項固定資産税で、土地、償却資産をそれぞれ調定見込みにより追加あるいは減額するなど、町税総額で2,775万8,000円追加いたしております。

次のページは、第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金は、子ども手当の実績により同負担金を6,488万4,000円減額いたしております。

第2項国庫補助金は、第7目土木費国庫補助金、第1節道路橋りょう費補助金、第2節都市計画費補助金等で、歳出で申しあげましたように、事業費の精査に伴い土木費国庫補助金総額で5,007万2,000円減額いたしております。

次に、19ページから22ページにかけての第14款府支出金、第2項府補助金は、歳出での事業費の増減により各種補助金を整理するとともに、京都府の未来戦略一括交付金の内示により追加するなど、総額2,701万6,000円追加いたしております。なお22ページの第5目農林水産業費府補助金では、歳出で申しあげましたように、豪雪によりパイプハウス倒壊に対する補助を府が50%支援いただけるもので、パイプハウス緊急復旧対策事業費補助金を1,125万円追加いたしております。

次に、23、24ページ、第16款寄附金は、ふるさと納税寄附金を18万円追加いたしております。3名の方からご寄附をいただいたものであり、今年度のトータルといたしましては、11名の方から85万円のご寄附となっております。貴重なご寄附をちょうだいいたしましたことに対し、この場をおかりいたしましてお礼を申し上げます。

第17款繰入金は、第1項基金繰入金を、総額で2,262万6,000円減額いたしております。財政調整基金を1,500万円減額し、調整するほか、先ほどの歳出でご説明いたしましたとおり、大名行列の実績により基金繰入を調整いたしております。

次に、25、26ページの第19款諸収入、第4項雑入は、自治宝くじ市町村等交付金を662万6,000円追加するなど、総額で1,611万円を追加いたしております。

次に第20款町債は、各事業の事業実績により、総額で8,230万円減額いたしております。なお、この中で第6目商工債に地域総合整備資金を、歳出でご説明をさせていただきました地域総合整備資金貸付金と同額の2,300万円追加いたしております。

12ページの第4表地方債補正には同額を計上し、追加あるいは変更いたしております。

次に、10ページには第2表繰越明許費を計上いたしております。災害復旧を含みます各建設

事業において、大雪によります工事のおくれや地元調整等に時間を要したことにより、翌年度へ繰り越すことといたしております。また住宅改修助成事業につきましては、3月末までに申請をいただき、7月末までに改修を完了される方を対象といたしておりますので、現在ではあくまでも見込みとして2,500万円を繰り越すことといたしております。

次に、11ページには第3表債務負担行為を計上いたしております。新たな就農研修者が当町で研修を始められました。よって、町の就農研修資金償還金助成制度に基づき、後年度にわたって償還金に対する助成をすることとなりますので、据置期間5年間が終了後の平成29年度から平成33年度までを期間として、限度額130万円の債務負担行為を設定させていただきたくまのでございます。

今後も特別交付税、譲与税等の決定により予算が変動することが想定されますが、12月定例会でご説明させていただきました内容により、専決処分による処遇をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上が平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第8号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時09分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

日程第19、議案第30号 平成23年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第30号 平成23年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は3,734万7,000円を減額し、総額を10億8,570万8,000円といたすものでございます。まず歳出から、主なものについてご説明申し上げます。14、15ページをお開き願います。

第1款総務費は、基金積立金で、財政調整基金積立金を5,000万1,000円追加いたしております。先ほどの一般会計でご説明させていただきましたとおり、上水道への統合に向け財政調整基金を利子分を含んで積み立てるものでございます。

第2款維持管理費は、上水道等の施設管理の実績見込みから、総額で1,294万6,000円減額いたしております。

第3款改良費は、入札減など、事業費の精査により事業請負費を総額で5,770万円減額いたしております。

次のページの第5款予備費は、873万7,000円減額し、調整いたしております。以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。

第1款分担金及び負担金は、収入見込みにより50万円追加いたしております。

第3款国庫支出金は、加悦並びに三河内簡易水道施設整備事業の補助対象事業費の精査により、総額で100万3,000円減額いたしております。

第6款繰入金は、一般会計繰入金を財政調整分として2,000万円追加いたしております。

第9款町債は、事業精査に伴う減額等により、総額で5,690万円減額いたしております。

なお、7ページに第3表地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

また6ページに第2表繰越明許費を計上いたしております。加悦簡易水道施設整備事業や三河内簡易水道施設整備事業の舗装復旧工事で、施工地の地盤が大雪などにより悪いため、また山の中で条件が悪いなどにより、総額で4,055万5,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

以上が平成23年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第20、議案第31号 平成23年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第31号の平成23年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、2,139万9,000円を減額し、総額を18億1,223万4,000円といたすものでございます。

まず歳出から、主なものについてご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。

第1款総務費は、事業実績により追加あるいは減額するなど、総額で369万4,000円減額いたしております。

次のページにかけての第2款維持管理費につきましても、宮津湾流域下水道排水分担金を精算見込みにより減額するなど、総額で1,191万4,000円減額いたしております。

第3款事業費、第1目公共下水道建設事業費は、特環で第15節工事請負費を900万円追加いたしております。これは下水道工事も終盤を迎えておりますが、石川及び滝地区の山間部周辺を実施しております工事で、非常に多くの転石処理が発生したこともあり、追加いたすものでございます。

第4款公債費は、総額で1,312万7,000円減額しております。平成22年度事業費の実績に伴い、起債発行額が減少したことなどにより減額いたすものでございます。

第5款予備費は、166万4,000円減額し、調整いたしております。以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開き願います。

第5款繰入金は、一般会計繰入金を2,140万円減額いたしております。歳出で申しあげました負担金等の減額に伴い調整いたすものでございます。

以上が平成23年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。よろし

くご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第21、議案第32号 平成23年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町議長（太田貴美） 議案第32号の平成23年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は事業勘定のみでございまして、2,980万8,000円を減額し、総額を23億3,474万円といたすものでございます。

それでは歳出から、主なものについてご説明申し上げます。13、14ページをお開き願います。

第1款総務管理費、第1目一般管理費では、第13節委託料で、事務処理システム委託料を924万円追加いたしております。これは制度改正に伴うシステム改修経費によるもので、歳入でもご説明いたしますが、介護保険事業費補助金が280万円交付されることになっております。

第2款保険給付費は、給付見込みにより追加あるいは減額するなど調整し、総額で3,146万6,000円減額いたしております。

17、18ページの第3款地域支援事業費につきましても、事業見込みや事業実績による不用額について、総額で422万3,000円減額いたしております。

次のページの第8款予備費は、18万7,000円追加し、調整いたしております。以上が歳出でございまして。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。11ページ、12ページをお開き願います。

第1款保険料は、収入見込みにより1,909万6,000円減額いたしております。

第3款国庫支出金、第2項国庫補助金は、第4目介護保険事業補助金を280万円追加いたしております。これは歳入でもご説明いたしました制度改正に伴うシステム改修に伴う補助金となっております。

第4款支払基金交付金から第5款府支出金までは、交付決定見込み額により、第4款、第5款合わせて1,834万6,000円減額いたしております。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金は、介護給付や各種事業の実績見込みから追加あるいは減額するなど、総額で188万8,000円減額いたしております。

第2項基金繰入金、第1目介護保険事業基金繰入金は、介護保険料の急激な上昇を抑制するため、当初予算で2,000万円繰り入れることといたしておりましたが、収支不足を補うため759万5,000円追加し、調整いたしております。

次に6ページをお開き下さい。第2表繰越明許費では、本補正予算で追加いたしましたシステム改修経費について、国の制度改正内容の決定のおくれなどから、今年度中の改修が困難なため、924万円全額を翌年度に繰り越すものでございます。

以上が平成23年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございまして。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第22、議案第33号 平成23年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第3）号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第33号の平成23年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業勘定では1億844万3,000円を追加し、総額を30億4,883万2,000円といたすものでございます。また直営診療所勘定は424万円を追加し、総額を1億898万3,000円といたすものでございます。

まず事業勘定の歳出からご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。

第2款保険給付費は、これまでの実績から今後の見込みを立て、第1項療養諸費では8,120万7,000円、第2項高額療養費では4,035万8,000円追加いたしております。

次のページ、第7款共同事業拠出金、第1目高額医療費共同事業医療費拠出金は、拠出金の決定により245万7,000円減額。また、第3目保険財政共同安定化事業拠出金も、拠出金の決定により1,323万4,000円減額いたしております。

第8款保健事業費、第2目保健衛生普及費は、第13節委託料で、がん検診委託料を293万円追加いたしております。

第12款予備費は、38万1,000円減額し、調整いたしております。以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。10ページ、11ページをお開き願います。

第8款共同事業交付金は、交付見込みにより総額で6,612万3,000円追加いたしております。

第10款繰入金、第2項基金繰入金は、財政調整基金繰入金を4,000万円追加し、調整いたしております。今回の補正により、今年度の財政調整基金の取り崩し額が総額で9,000万円となり、今年度末の基金残高見込みが約790万円と、ほぼ底をついた形となり、今後は基金からの繰り入れを見込んだ収支計画が成り立たない状況となってきております。

次に、直営診療所勘定につきましてご説明させていただきます。24、25ページの歳入をお開き願います。

第6款繰入金は、収支不足の補てん分といたしまして、一般会計繰入金を400万円追加し、調整いたしております。

次に、26、27ページの歳出ですが、第2款医療費、第3目医療用衛生材料費は、7月からの診療体制の変更に伴い患者数が増加し、投薬患者がふえたことなどから、医薬材料費を395万円追加いたしております。

第5款予備費では、3万9,000円減額し、調整いたしております。

以上が平成23年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

- 議 長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。
次に、日程第23、議案第34号 平成23年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
太田町長。
- 町 長（太田貴美） 議案第34号 平成23年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。
今回の補正は、759万8,000円を減額し、総額を2億1,827万2,000円といたすものでございます。
まずは歳出からご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。
第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、見込みにより追加あるいは減額するなど、総額で591万5,000円減額いたしております。
第4款予備費では、1,000円減額し、調整いたしております。以上が歳出でございます。
続きまして、歳入についてご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開き願います。
第1款後期高齢者医療保険料は、保険料の収入見込みにより、総額で510万円減額いたしております。
第3款繰入金は、第1項一般会計繰入金を事業実績見込みから、総額で398万1,000円減額いたしております。
第4款繰越金は、平成22年度決算により、前年度繰越金を258万3,000円追加いたしております。
以上が平成23年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。
- 議 長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。
次に、日程第24、議案第35号 平成23年度与謝野町財産区特別会計補正予算（第2号）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
太田町長。
- 町 長（太田貴美） 議案第35号 平成23年度与謝野町財産区特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。
今回の補正は、32万6,000円を追加し、総額を8,392万9,000円といたすものでございます。
まず歳入についてご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開き願います。
第2款予備費は、歳出で計上しました32万6,000円と同額を追加し、調整いたしております。
以上が平成23年度与謝野町財産区特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
- 議 長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。
次に、日程第25、議案第36号 平成23年度与謝野町水道事業会計補正予算（第3号）を

議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第36号の平成23年度与謝野町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収支並びに資本的収支の補正でございます。まずは収益的収支からご説明申し上げます。5ページ、6ページをお開き願います。

収益的収入は、第1款水道事業収益で、一般会計補助金を13万7,000円減額いたしております。これは子ども手当が制度改正により減額となったことに伴い、水道事業会計で計上しています職員の子ども手当分として減額するものでございます。

収益的支出は、第1款水道事業費用、第1項営業費用で、時間外手当を追加するなど、総額で12万4,000円追加いたしております。

次に7、8ページの資本的収支についてご説明申し上げます。

資本的収入のみであり、第1款資本的収入で、加入負担金を決算見込みにより5万9,000円減額いたしております。

以上が平成23年度与謝野町水道事業会計補正予算（第3号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第26、議案第37号 平成24年度一般会計予算から、日程第36、議案第47号 平成24年度与謝野町水道事業会計予算の11議案を一括議題とします。

町長の提案説明の前に資料に訂正がありますので、浪江企画財政課長の発言を許します。

浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 提案説明の前に訂正がございますので、ご訂正のほうをよろしくお願いいたします。朝、正誤表をお渡しをさせていただいております。

平成24年度当初予算の資料としまして、議案第37号から47号当初予算（案）資料とさせていただきます。その資料の43ページでございます。43ページには、下の表で基金現在高をお示しいたしております。この中で、その他特定目的基金の欄でございます。右側に網かけをしております。その他特定目的基金の総額及びそれに伴って住民1人当たり、または1世帯当たりの額が変わっております。このところをご訂正をいただきまして、計の欄につきましても3カ所ご訂正をお願いしたいというふうに思っております。

上の財政調整基金減債基金の欄は修正がございませんけれども、その他特定目的基金の中で合併特例債分の地域振興基金積立分の元金を計上漏れをいたしておりましたので、それを1億7,600万円修正で追加させていただきます。この額になるということでございます。ご訂正のほうをよろしくお願い申し上げます。

議長（井田義之） 提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） それでは、議案第37号から47号まで、一括して説明をさせていただきます。

平成24年度当初予算は、第1次与謝野町総合計画の前期基本計画及び与謝野町行政改革大綱の最終年度になることから、それぞれの進捗状況を見きわめた上で、仕上げの年度として非常に重要な年になるというふうに認識いたしております。しかしながら、町を取り巻く経済状況は先行きが不透明であり、税収も増収が見込めないこと、また国の予算、制度の動向も震災の影響等により予測が難しく、多くの調整課題に対応するための財源の確保は非常に厳しいものがあり、歳出抑制策として行財政改革の計画的な推進を図りながら、限られた財源を効率的かつ効果的に活用し、町民の負託にこたえる予算となるよう指示し、編成作業を進めてまいりました。

まずは予算総額でございますが、予算書の表紙をめくっていただきますと、各会計予算額表をつけておりますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

まず、一般会計の総額は112億2,640万円でございます。平成23年度予算と比較いたしますと、2.4%、2億5,780万円の増額となっております。

また、その他の9つの特別会計を合わせた総額は、201億5,233万5,000円でございます。3.2%、6億3,234万2,000円の増額となっております。

次に水道事業会計では、収益的支出・資本的支出の総額が2億9,384万3,000円となっており、17.2%、4,311万2,000円の増額となっております。

それでは、平成24年度予算の中身について、平成24年度当初予算(案)資料として、主要事業をつけておりますので、資料の39ページをお開き願います。

この中の特徴的な事業についてご説明申し上げます。

まず、一般会計でございますが、総務費では、総合計画策定事業を掲載いたしております。平成24年度をもって前期基本計画が終了することから、平成25年度から29年度までを計画期間とする後期基本計画を策定することといたしております。

次に、有線テレビ施設整備事業では、新規加入されます世帯の引込工事を継続して実施するとともに、グローバルIPサービス及びメーリングリストサービスなどのメール配信システムを導入し、利用者の利便性向上に努めます。また、運転免許証自主返納支援事業では、ふえ続ける高齢者の交通事故を抑制するため、免許証を自主的に返納された方で、申請に基づき、KTRの乗車券購入補助などの支援をしていくものでございます。

次のページの民生費では、障害者福祉サービス事業に相談支援として、介護保険サービスと同じように、障害者の方、個々の相談により支援プランを策定し、サービス利用が受けただけのよう利用計画を作成することといたしております。

衛生費では、子宮頸がんワクチン等を全額公費負担で接種いただけるよう接種事業を継続いたします。また、住民の方々の健康福祉の増進のため、各種健康診査委託事業を継続して実施することとしております。

地球温暖化対策事業では、公共施設における照明のLED化や公用車のエコカー導入に取り組むことといたしております。

次に、労働費では緊急雇用対策事業を掲げています。平成21年度から3年間実施されました国のふるさと雇用再生特別交付金・緊急雇用創出事業が平成23年度をもって終了いたしました。京都府が保有しております基金を活用し、平成24年度は重点分野に絞った雇用創出に努めます。また、住民生活に光をそそぐ交付金を活用し、適応指導教室を継続して実施することとい

たしております。

農林水産業費では、旧町で作成した農業振興地域整備計画を使用しておりましたが、今回新たに新町の整備計画として着手することとし、農業振興地域整備計画策定事業を掲げております。

自然循環農業推進事業では、新たな取り組みとして、商工会青年部から寄贈を受けましたゆるキャラ「まめっこまいちゃん」を商標登録し、京の豆っこ米の販売促進につなげていきたいというふうに考えております。

命の里事業では、新たな取り組みとして、京都市内の大学や企業と芸術分野での交流を図り、地域協同・きずなを再生することを目的に、京都Xキャンプ事業を実施することといたしております。

また、有害鳥獣対策事業では、遠隔操作で捕獲おりを操作する実証実験を行うとともに、広葉樹や桃・クリ・カキなどを植樹し、動物のえさ場となるよう「実のなる森づくり」を継続して実施いたします。

次に商工費では、さまざまな消費者トラブルの相談やあっせん窓口として、宮津市役所内に、宮津与謝消費生活センターを設置しています消費生活推進事業を継続することといたしております。

また、引き続き商工業振興対策事業や金融支援事業を継続するとともに、本議会で提案させていただいております与謝野町中小企業振興基本条例の理念をベースに、産業振興ビジョンを具現化する事業なども引き続き産業振興会議でご議論いただきたく考えており、それらにつきましては、補正予算等で検討していきたいというふうに考えております。

次に、41ページの土木費では、耐震診断補助事業として、個人家屋の耐震化の促進を引き続き進めるとともに、主要町道や各区から要望のあります路線の改良工事を計画的に実施することといたしております。また、河川改修事業では、懸案でありました明石地区の常習浸水地対策として明石川の整備に着手いたします。

消費費では、防災行政無線施設整備事業においてデジタル化対応工事を実施いたします。平成22年度から継続費を設定し実施しておりますが、今年度は野田川地域の整備を行います。また、東日本大震災の教訓を生かし、指定避難地の海拔表示看板の設置、地震・津波・原子力対策等を盛り込むよう地域防災計画の見直しを行うことといたしております。

次に教育費では、不登校やひきこもりで悩む子供たちの保護者の方へ適切な指導・助言ができるよう、引き続き適応指導教室を推進いたします。

小・中学校施設整備事業では、加悦中学校の改築に向けての実施設業務を行うとともに、各学校の校舎、プール等の改修を行うことといたしております。

また、地区公民館整備事業では、地域コミュニティの拠点として後野地区公民館の新築工事を実施することといたしております。

以上が一般会計の主要事業の主なものでございます。

次に、特別会計についてでございますが、主要事業に掲げておりますように、簡易水道特別会計や下水道特別会計では、それぞれの整備計画により計画的に事業を実施することとしております。

また、国民健康保険特別会計では、直営診療所勘定を掲載しておりますが、石川地区にありま

す診療所において理学療法を受けていただける環境を整備することとし、リハビリ棟を新設することといたしております。

以上が、平成24年度の予算の概要でございます。

冒頭申し上げましたように、平成24年度の予算は大変逼迫した非常に厳しい財政状況でありますので、財政調整基金から2億円を繰り入れることといたしております。したがって、住民の皆さんのご協力がなければ今後の行政推進は成り立ちません。町民の皆様をはじめ、議員の皆さんの深いご理解とご協力をお願い申し上げまして、新年度予算の提案説明とさせていただきます。

なお、この後、副町長から予算の中身につきまして具体的な説明をさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） それでは、私から予算の具体的な中身について、特徴的なものに絞ってご説明をさせていただきます。

まず、一般会計の歳入からご説明申し上げます。

予算の総額ですが、1ページ第1条に掲げておりますように、112億2,640万円といたしております。

予算書の12、13ページをお開き願います。第1款町税でございますが、第1項町民税から第5項都市計画税まで、総額17億5,000万円を計上いたしております。前年度当初予算に比較しまして160万6,000円の増額でございます。中身としましては、個人の町民税現年度分の所得割で2,350万1,000円、法人税割で1,486万5,000円の増額、一方、固定資産税の現年度分の家屋の減収見込みが2,797万2,000円と大きくなるものと見込んでおります。厳しい経済情勢であるものの、当町においては、おおむね横ばいになりつつあるものと考えております。

第2款地方譲与税から次のページの第8款地方特例交付金は、地方財政計画の伸び率等により算定し、計上をいたしております。

第9款地方交付税は、普通交付税を48億2,000万円、特別交付税を3億円計上いたしております。普通交付税は、国の出口ベースでは800億円増とされており、ほぼ横ばいとなっております。当町では公債費算入分等が伸びる見込みとしているものの、安全側を取り、平成23年度の交付決定額より5,500万円の減額を見込んでおります。

16、17ページの第11款分担金及び負担金は、命の里事業分担金や養護老人ホーム入所措置費負担金、保育料など、総額で1億6,604万8,000円を計上いたしております。

第12款使用料及び手数料は、3億3,367万5,000円計上いたしております。中でも、第1目の中で、有線テレビ施設使用料並びに同インターネット使用料につきましては、昨年度からさらに640万円程度の増額を見込んでおります。

次に20ページから22ページにかけての第13款国庫支出金でございますが、総額で7億4,077万1,000円を計上いたしており、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、第3節児童福祉費負担金では、子ども手当負担金を2億9,200万円計上いたしておりますが、これは現在国会で審議されております関連法案が可決されることを想定して計上いたしているも

のでございます。

第2項国庫補助金は、国保診療所に併設しますリハビリ棟の整備に合併市町村補助金を計上するほか、道路改良事業や阿蘇シーサイドパーク整備事業など各種補助事業に係ります補助金として、総額で1億7,360万2,000円計上いたしております。なお、合併市町村補助金は、これをもって与謝野町枠の3億3,000万円の全額受け入れたことになります。

次に、第14款府支出金でございますが、総額で6億4,563万1,000円を計上いたしております。特徴的なものとしましては、24、25ページの第4目労働費府補助金で、緊急雇用対策事業補助金を1,409万2,000円計上いたしております。これは平成21年度から3年間、国のふるさと雇用再生特別交付金を活用して、現下の厳しい雇用情勢に対応するよう、雇用対策事業への取り組みに対して交付されたものが平成23年度で終了いたしました。平成24年度は、京都府が保有しております基金残を活用して、重点分野に絞って実施するもので、無農薬栽培導入事業等に取り組むものでございます。第5目農林水産業費府補助金では、京野菜こだわり産地支援事業費補助金を2,025万円計上いたしております。これは平成23、24年度の施策として、農業の経営安定や新規就農を目的にパイプハウスを整備されます経費に対し、京都府が45%を補助するものでございます。

次に、30、31ページの第16款寄附金は、第9目教育費寄附金を2,170万円計上いたしております。これは後野地区公民館の建設に伴う、地元後野区からの寄附金でございます。

第17款繰入金は、基金繰入金を総額で2億4,490万1,000円取り崩すことといたしております。中でも、町長も申し上げましたように、大変逼迫した財政状況であることから、財政調整基金から2億円を繰り入れることといたしております。また、奨学基金繰入金は、厳しい経済情勢により奨学金を利用されます方が大幅にふえておりますので、その原資として697万8,000円を繰り入れることといたしております。なお、地域振興基金繰入金を191万3,000円計上いたしておりますが、これは住民生活に光をそそぐ交付金で適応指導教室事業分として基金積立を行ったものから繰り入れて、昨年度に引き続き事業を実施するものでございます。

次に、35ページにかけての第19款諸収入は、総額で2億2,152万7,000円計上いたしております。主なものは、制度融資等によります貸付金元利収入や自治宝くじ市町村等交付金、給食費実費徴収金、豆っこ肥料売上金などの雑入等でございます。

第20款町債は、総額で15億6,430万円計上いたしております。そのうち、普通交付税から振りかえとなる臨時財政対策債は5億円でございます。また、事業に対する起債以外のものとしまして、37ページの第6目商工債で、地域総合整備資金を1億6,300万円計上いたしております。これは、平成23年度の3月補正予算にも同様の起債を計上いたしておりますが、加悦の地域共生型福祉施設で事業展開されます福祉法人等が、事業資金の調達のためふるさと融資制度を活用されるものでございます。以上が歳入でございます。

続いて、歳出の主だったものについてご説明を申し上げます。

38ページからの第1款議会費につきましては、特に申し上げることはございません。

40ページから91ページまでの総務費、第1項総務管理費では、人件費等の一般管理費、広報発行のための文書広報費、3庁舎の維持管理費などの財産管理費、住民自治活動支援事業とし

での自治振興補助金、総合計画策定に係る経費、地域振興基金への積立金などの企画費を計上するほか、70、71ページでは、有線テレビ施設整備事業の中で今後の新規加入者への対応を引き続き行うとともに、新たな充実として、事業所向けのグローバルIPサービスやメール配信システムを導入することとし、利用者の利便性向上に努めます。また、74、75ページの交通安全対策費一般経費では、19節負補交で運転免許証自主返納支援交付金を20万円計上いたしております。先ほど町長も若干ご説明を申し上げましたが、65歳以上の高齢者の方々が関連した交通事故が全国的にも多発をしていることから、運転免許証を自主返納いただくための取り組みを本格的にスタートさせようというものでございます。その支援策として、住基カードの無料交付やKTRの乗車券購入、ひまわりバスの回数券購入に対し2万円を上限に支援するものでございます。

次に、90ページから第3款民生費でございます。

第1目社会福祉総務費では、97ページの国民健康保険特別会計繰出金の直診勘定分6,100万円を繰り出すことといたしておりますが、この中には収支バランスを調整するための繰り出しの他、診療所に併設しますリハビリ棟の整備事業分として3,800万円を含んでおります。その下のほうに地域福祉空間整備事業を3,920万2,000円計上いたしております。加悦加工場跡地に整備中の地域共生型福祉施設の外構工事を実施するとともに、社会福祉法人等への施設整備に係る利子補給を行うことといたしております。98ページからの第2目障害福祉費は、障害福祉サービス事業をはじめ、各種事業を国や府の補助を受けながら実施することとし、総額で7億770万7,000円計上いたしております。なお、101ページの障害者福祉サービス事業の第19節負補交で、サービス利用計画作成費負担金を1,080万円計上いたしております。個々の障害の程度に応じた支援プランを作成し、サービスが受けただけのよういたすものでございます。121ページに子ども手当支給業務を3億9,681万4,000円計上いたしておりますが、これは、あくまでも国会で予算関連法案が可決されることを前提に予算計上いたしているものでありまして、細部にわたっては変動することは確実であるため、歳入歳出どちらも補正予算で調整させていただきたく考えております。

次に、130ページからの第4款衛生費でございます。

第2目予防費では、母子保健事業、予防接種事業、健康診査事業、子宮頸がんワクチン等接種事業など、総額で1億1,122万7,000円計上いたしております。141ページには、地球温暖化対策事業を設け、公共施設等の照明をLED化するとともに、公用車の更新において、可能な限り低燃費のエコカーを導入していくことといたしております。これらの取り組みは一気に進めることはできませんが、できることから順次進めてまいりたいと考えております。

第2項清掃費では、149ページの一般廃棄物処理委託事業で、宮津与謝広域ごみ処理施設整備推進協議会負担金を250万円計上いたしております。既に本年1月から与謝野町の本庁舎3階に事務局を設置し、候補地の調査・研究に取りかかっているところですが、平成24年度では具体的な計画づくりに入っていくことといたしております。

次に154ページからの第5款労働費でございます。

156ページからの第2目雇用対策費は、平成23年度で国の基金事業が終了いたしました。京都府の基金残を活用し、重点分野雇用創出事業に絞った雇用対策事業が平成24年度も取り組

むことができることとなり、不法投棄等町内巡回事業や、次のページの無農薬栽培導入事業など5つの事業を実施するなど、総額で1,725万7,000円を計上いたしております。158、159ページから次のページにかけて、第5目地域活性化対策費では、住民生活に光をそそぐ交付金事業を250万円計上いたしております。平成23年度から実施しております適応指導教室を交付金を活用し引き続き実施することといたしております。なお、ここでは指導員賃金として臨床心理士の方の賃金のみを計上し、その他の経費は教育費で計上をいたしております。

次に、160ページ、第6款農林水産業費でございます。164ページの第3目農業振興費は、総額で1億6,853万円計上いたしております。農業振興地域整備計画策定事業に400万円を計上し、新町としての整備計画策定に着手することといたしております。また昨年引き続き、京野菜こだわり産地支援事業を継続し、農業の経営安定のためのパイプハウス整備を支援することといたしております。自然循環農業推進事業では大変うれしいニュースが飛び込んでまいりました。皆さんもご存じかもしれませんが、2011年産の「丹後産コシヒカリ」が、このほど日本穀物検定協会の「全国の食味ランキング」で2年ぶりに最高ランクの「特A」に選ばれました。このことは多くの農家を勇気づけるものであるとともに、販路拡大にも大きなチャンスであることは言うまでもありません。農家をはじめ、関係者の皆様のご努力に敬意を表しますとともに、町でもさらなる取り組みとして、昨年商工会青年部から寄贈を受けました、ゆるキャラ「豆っこまいちゃん」を商標登録し、京の豆っこ米の販売促進にもつなげていきたいと考えております。173ページの命の里事業では、新たな取り組みとして、過疎化・高齢化が進む農山村集落の自立的かつ持続的再生のため、外部支援者による新たな発想・パワーを地域に注入することにより、新しい価値を創造する必要があると言われていることから、京都市内の大学や企業、若者と芸術分野での交流を図り、芸術と地域資源のマッチングによる地域協働・きずなの再生に取り組む京都Xキャンプ事業を実施することといたしております。次に、177ページの農業用施設整備事業を3,580万円計上いたしております。平成23年度で測量設計を行いました加悦地区のB線改修工事に着手することといたしております。なお、本改修工事は、平成26年度までの3カ年間で全線を改修したく考えております。

184ページからの第2項林業費、第2目林業振興費は、総額で8,601万4,000円を計上いたしております。有害鳥獣対策事業では、防除施設設置事業などの取り組みを継続して実施するほか、新たな取り組みとして、パソコン等による遠隔操作で捕獲おりを操作する実証実験を行うことといたしております。また、緩衝帯の整備も引き続き実施していくことといたしております。

次に、192ページからの第7款商工費でございます。

196ページからの第2目商工業振興費は、総額で2億9,483万4,000円を計上し、商工業の振興を図ることといたしております。新たな取り組みとしましては、197ページの商工業者金融支援事業の中の不況対策融資利子補給金について、平成21年度の1年間の制度として設けておりました経営安定緊急対策利子補給の制度を拡充する形で、新たな経営安定緊急対策利子補給制度を平成24年度から3年間の時限的措置として設けることといたしております。中身としましては、従来の制度では設備資金しか対象としておりませんでした。今回は新たな支援策といたしまして、新規の運転資金も対象にすることといたしております。時限立法ではござ

いますが、このことにより、町内事業所の活性化の一助となることを期待するものでございます。地域経済活性化につきましては、引き続きできることから取り組んで参りたいと考えております。

次に、216ページから、第8款土木費でございます。

土木費の中の道路改良、河川改修、都市公園整備等の事業につきましては、ほとんどの事業が継続して計画的に進めている工事や各区の要望に順次こたえる形で進める工事でございます。そのような中で、229ページの河川改修事業の工事請負費の中には、懸案でありました幾地地区の常習浸水地対策を引き続き実施するとともに、明石地区の明石川上流域の対策として測量設計に着手することといたしております。また、235ページの都市公園整備事業では、阿蘇シーサイドパーク整備工事を引き続き実施いたします。

次に、238ページからの第9款消防費でございます。

242ページの第3目消防施設費は、消防施設等整備事業で防火水槽や消火栓の整備、野田川第2分団の消防ポンプ車の更新など、消防施設整備5カ年計画に基づき計画的に整備することといたしております。次のページの第5目災害対策費では、既に継続費を設定しております防災行政無線施設整備事業を1億9,378万8,000円計上いたしております。今年度は最終でございます、野田川地域を整備することといたしております。次のページの浸水・地震対策事業では、東日本大震災を教訓に津波被害に備えるため、指定避難地等海拔表示看板設置工事を実施することといたしております。また、地域防災計画策定事業を552万8,000円計上いたしておりますが、これも大震災を教訓とし、地震・津波・原子力対策等に対応できるよう地域防災計画の見直しを行うことといたしております。

次に、248ページからの第10款教育費でございますが、学校教育、社会教育、社会体育、学校給食に必要な予算を計上いたしております。257ページでは、適応指導教室事業を126万6,000円計上いたしております。先ほどの労働費で申し上げました住民生活に光をそそぐ交付金事業で賃金等を計上するほか、ここでは講師等への謝礼や事業に係る事務経費等を計上いたしております。不登校やひきこもりが解消でき、だれもが楽しい学校生活を送っていただけることを期待するところでございます。265ページの小学校施設整備事業では、各小学校の校舎やプールの改修工事を、また273ページの中学校施設整備事業では、加悦中学校の改築工事に向けての実施設業務を行うことといたしております。次に、291ページでは、地区公民館整備事業を5,440万円計上いたしております。後野地区公民館の整備について、昨年より測量設計、用地買収、造成工事と進めてまいりましたが、今年度本体の建設工事を行うものでございます。地域コミュニティの拠点施設として活用される施設となることを期待いたしております。

以上、簡単ではございますが、一般会計予算の概要説明とさせていただきます。

続きまして、簡易水道特別会計につきまして、予算書の330、331ページをお開き願います。

予算総額は11億8,780万円といたしております。

337ページの歳入でございますが、第2款使用料及び手数料は、水道使用料を3億1,093万5,000円計上いたしております。

第3款国庫支出金は、加悦及び岩屋の施設整備事業補助金を、合わせて7,886万

9,000円計上いたしております。一般会計からの繰入金は1億1,800万円を予定いたしております。

その他では、府支出金、諸収入、町債などを計上いたしております。

次に歳出でございますが、第1款総務費は、職員人件費などを計上いたしております。

343、344ページの第2款維持管理費は、施設管理費として光熱水費や保守点検委託料などを計上いたしております。

続く345ページ、346ページでは、第3款改良費で、総額で6億6,715万1,000円を計上いたしております。加悦簡易水道施設整備事業を継続して実施するとともに、岩屋簡易水道施設整備事業を新規に実施することといたしております。岩屋浄水場については、電気計装設備及び前処理施設を整備するものであります。

次に、宅地造成事業特別会計についてご説明を申し上げます。353、354ページをお開き願います。

予算総額は1億7,491万3,000円といたしております。

現在は分譲宅地用地すべてを土地開発基金で保有しており、そのすべての土地25区画を基金から買い戻す予算と、すべてを売却する予算をそれぞれ同額計上いたしているものでございます。なお、引き続き分譲宅地の販売促進に努めることとし、それらの経費につきましては、一般会計の土木費で計上いたしております。

次に、下水道特別会計についてでございますが、364、365ページをお開き願います。

予算総額は17億1,899万円でございます。

371ページからの歳入でございます。主なものといたしましては、第1款分担金及び負担金で、受益者分担金及び受益者負担金を4,162万円、第2款使用料及び手数料で、下水道使用料を2億3,794万5,000円、第3款国庫支出金は、特定環境保全公共下水道分の下水道事業補助金として7,500万円、第5款繰入金は、一般会計からの繰入金7億9,140万円、373ページの第8款町債5億2,660万円などでございます。

次に歳出でございます。

383、384ページの第3款事業費、第1目公共下水道建設事業費は、公共・特環合わせて、総額で2億9,010万円を計上いたしております。公共分は面整備は完了しており、公共ます新設工事を、また、特環分は石川、温江地区の面整備等を計画的に実施することといたしております。

次に、農業集落排水特別会計についてご説明を申し上げます。393、394ページをお開き願います。

予算総額は4,098万円でございます。

400、401ページの歳入でございます。第3款府支出金は、温江地区農業集落排水事業に係ります農業集落排水事業推進交付金を900万円計上いたしております。これは、過去の施設整備分に対する交付金が5年分割で交付されるものでございます。

第5款繰入金は、一般会計繰入金を1,530万円計上いたしております。

次のページの第8款町債は、資本費平準化債を950万円計上いたしております。

次に、歳出では、404、405ページからの第2款維持管理費は、総額で919万

4, 000円計上いたしております。施設整備が完了したことにより維持管理のみとなってまいりましたが、水洗化率の向上に向け、引き続き努力をしてみたいと考えております。

次に、413ページからの介護保険特別会計についてご説明を申し上げます。

まずは事業勘定からでございます。予算書の414ページをお開き願います。

予算総額は23億3,573万円でございます。

420ページの歳入、第1款保険料は、総額で3億9,743万8,000円を見込んでおります。本議会に提案いたしております与謝野町介護保険条例の一部改正議案に基づき、新基準での保険料として、平成24年度からの第5期介護保険料を設定しているものでございます。

第3款国庫支出金、第4款支払基金交付金、第5款府支出金につきましては、それぞれの負担割合が定められておりますので、その割合に基づき計上いたしております。

次のページの第7款繰入金の第1項一般会計繰入金は、総額で3億2,031万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出では、428ページから431ページにかけての第2款保険給付費の第1項介護サービス等諸費は、総額で19億8,447万5,000円計上いたしておりますが、これは要介護者の費用として充てるものでございます。

次のページにかけての第2項介護予防サービス等諸費につきましては、1億410万1,000円を計上しておりますが、これは要支援者の費用ということでございます。

続きまして、444ページからのサービス事業勘定の説明をさせていただきます。

予算総額は1,402万円でございます。内容につきましては、居宅サービス計画に係る歳入歳出が主なものとなっております。

次に、土地取得特別会計についてご説明申し上げます。

463ページの歳入は、土地開発基金預金利子、前年度からの繰越金を計上し、465ページの歳出では公債費を科目取りし、土地開発基金への積立金1万6,000円を計上いたしております。

次に、468ページからの国民健康保険特別会計についてご説明を申し上げます。

予算総額は、事業勘定が30億220万円、直営診療所勘定が1億2,750万円でございます。

477ページからの事業勘定歳入についてご説明を申し上げます。

第1款国民健康保険税は、別途条例の一部改正も提案させていただいているところでございますが、昨年もご説明させていただきましたとおり景気の動向も勘案しながら、平成23年度から年次計画で徐々に税率改正させていただくこととしており、その改正により、総額で6億1,334万円を見込んでおります。

次に歳出でございますが、485、486ページをお開き願います。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は、総額で17億7,789万1,000円を計上いたしております。この保険給付費につきましては、平成23年度の1人当たりの実績見込みにより算定いたしております。

次に、493、494ページの第8款保健事業費、第1目特定健康診査等事業費は、総額で3,452万3,000円計上いたしております。国保加入者の方の特定健診費用を計上いたし

たものでございます。

次に、直営診療所勘定でございます。

507、508ページの歳入についてでございます。

第1款診療収入、第1項外来収入は、総額で6,240万4,000円を見込んでおります。

第2款サービス収入、第1項給付費収入、第1目居宅介護サービス費収入は、理学療法士による訪問リハビリテーションの事業実施に伴う収入を315万2,000円見込んでおります。

第5款繰入金、第1項一般会計繰入金は、6,100万円計上いたしております。通常の収入不足分に加え、今年度は診療所に併設する形でリハビリ棟を建設することとしており、工事費や機器の購入費分として3,800万円繰り入れております。この分の財源の一部は、合併市町村補助金といたしております。

次に、511ページからの歳出につきましては、職員人件費、医師報償や医薬品の購入等の運営経費を計上いたしております。

その中で、514ページの第1款総務費、第1項施設管理費では、財産管理経費で先ほど申し上げましたとおり、リハビリ棟整備に係る事業費を計上いたしております。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。523、524ページをお開き願います。

予算総額は2億4,350万円でございます。

529、530ページの歳入についてでございますが、第1款後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収と普通徴収合わせまして、総額で1億5,000万円を見込んでおります。これは広域連合で試算した与謝野町の保険料を計上いたしております。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金を合わせて9,130万6,000円を計上いたしております。

次に、531、532ページの歳出でございますが、歳出のほとんどを占めます第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、2億3,920万円計上いたしております。内訳といたしましては、広域連合の分賦金分の970万円、保険料として徴収いたします現年度分・過年度分を合わせた負担金を1億5,000万円、そして、一般会計からの保険基盤安定繰入金分の7,950万円でございます。

次に、財産区特別会計でございますが、536、537ページをお開き願います。

予算総額は7,995万円でございます。

542ページからの歳入につきましては、まとめて一括計上いたしております。

また、548ページからの歳出でございますが、各財産区から提出いただきました予算書を各事業として計上いたしております。

最後に、水道事業会計についてご説明を申し上げます。563、564ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款水道事業収益、第1目給水収益の水道使用料につきましては、1億4,967万4,000円を見込んでおります。第3目その他の営業収益で、一般会計負担金を544万8,000円計上いたしております。これは、次のページの支出で計上いたしております、第1款水道事業費用、第1項営業費用の第1目原水及び浄水費で、男山第1水源竣喋工事費1,159万2,000円、いわゆるこれは蛇谷の堰堤竣喋分でございます。

ます。これに対する一般会計の負担分でございます。

歳出では、この他事務事業に係る経費、維持管理費に係る経費を計上させていただいております。

573、574ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款資本的収入、第2項分担金は、水道加入負担金を94万5,000円見込んでおります。

次のページの支出は、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目拡張改良費は、国道178号の岩滝薬局前から役場本庁舎前までの間の配水管布設替工事費を2,758万8,000円、昨年度施工区間の舗装復旧工事を2,330万7,000円計上いたしております。

以上ですべての会計の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、3月7日、午前9時30分から開議しますのでご参集下さい。

お疲れさまでした。

（散会 午後 2時48分）